

(問1) ▶解答 4

1. 不適切。FPは顧客の利益を最優先させなければなりません。安定した投資先を教えてほしいという顧客に、リスクの高い商品を勧めるのは、FPの職業倫理に反しています。
2. 不適切。FPは、顧客の許可、承諾なく、第三者に顧客の個人情報を漏らしてはいけません。同意を得ないで顧客の情報を第三者に伝える行為は、FPの職業倫理にも、個人情報保護法にも反しています。
3. 不適切。FPは、顧客に対して十分にわかりやすく説明する必要があります。顧客の理解度を考慮せずに専門用語を多用して説明する行為は、FPの職業倫理に反しています。
4. 適切。国や官公庁、公共団体の公表資料等は、転載禁止の表示があるものを除いて許諾は不要です。

(問2) ▶解答 2

1. 適切。社会保険労務士資格を持たないFPでも、老齢基礎年金や老齢厚生年金の受給要件や請求方法など、一般的な説明をすることはできます。
2. 不適切。税理士資格を持たないFPは、有償・無償にかかわらず、納税額の計算、確定申告書類の作成、税務に関する個別の相談を行ってはいけません。ただし、一般的な税法の解説は行うことができます。
3. 適切。金融商品取引業者として登録を受けていないFPは、具体的な投資の助言や代理、運用業務を行ってはいけません。ただし、投資に関する一般的な解説を行うことはできます。
4. 適切。特別な資格がなくても、任意後見受任者（任意後見人）にはなれます。FPが有償で引き受けてもかまいません。

(問3) ▶解答 3

1. 適切。「終価係数」を用いて、現在の元本（元金）を複利運用した場合の、元利合計（終わりの価）を計算します。 $100\text{万円} \times 1.2190$
2. 適切。「減債基金係数」を用いて、目標額にするために必要な毎年の積立金額（積み立てる基金）を計算します。 $100\text{万円} \times 0.0913$
3. 不適切。問題文では、年金終価係数を用いていますが、年金終価係数は、毎年の積立金を複利運用した場合の、元利合計（終わりの価）を計算するものです。正しくは、「年金現価係数」を用いて、目標額の年金を毎年受け取るために必要な

元本（現在の価）を計算します。100万円×8.9826

4. 適切。「現価係数」を用いて、複利運用しながら目標額にするために必要な元本（現在の価）を計算します。100万円×0.8203

（問4）▶解答 1

1. 適切。問題文の通りです。
2. 不適切。国民健康保険には、都道府県・市町村（特別区）が共同保険者となるものと、国民健康保険組合が保険者となるものがあります。国が保険者ではありません。
3. 不適切。退職後に任意継続被保険者となるための条件は、「継続して2カ月以上の被保険者期間があること」と「退職日の翌日（資格喪失日）から20日以内に任意継続被保険者資格取得申出書を提出すること」です。問題文の「継続して1年以上の被保険者期間」が間違っています。
4. 不適切。後期高齢者医療制度の被保険者になるのは、75歳以上からです。

（問5）▶解答 4

1. 適切。労働保険の保険料は、労働者を使用している事業主が負担しますから、派遣先で労災事故に遭った場合は、派遣元の事業者の労災保険が適用されます。
2. 適切。業務上の負傷または疾病で休業し賃金が支払われなくなった場合、通算3日の休業のあと、休業4日目から休業補償給付として、給付基礎日額の60%が支給されます。
3. 適切。労働者の葬祭を行う者に対して、一定額が支給されます。
4. 不適切。業務上の負傷等で障害が残った場合、障害等級に応じて年金または一時金が給付されます。障害の程度によって年金または一時金の支給額等が決まるため、被保険者が選択することはできません。

（問6）▶解答 4

1. 不適切。育児休業給付金は、育児休業を取った一定要件を満たす者に支給されます。原則として産前休業開始日等の前2年間に、みなし被保険者期間が通算で12カ月以上なければ支給されません。
2. 不適切。育児休業給付金の支給額は、原則として、休業開始180日目まで休業開始時賃金日額×支給日数（原則30日）の67%相当額、それ以降は50%相当額です。
3. 不適切。介護休業給付金は、介護対象家族1人について介護休業を分割して取得する場合、通算して93日に達するまで3回を上限として支給されます。
4. 適切。介護休業給付金の対象となる家族は、一般被保険者の配偶者（内縁関係含む）・父母・子・祖父母・兄弟姉妹・孫・配偶者の父母です。

(問7) ▶解答 4

1. 不適切。保険料を追納しなかった場合、学生納付特例期間は年金額の計算には反映されませんが、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されます。
2. 不適切。障害基礎年金、障害等級1級または2級の障害厚生年金を受給している者、生活保護受給者などは、国民年金保険料が全額免除となり、保険料を追納しなかった場合、老齢基礎年金の受給資格期間に算入され、年金額にも反映(2009年3月までの期間分は3分の1、2009年4月以降の期間分は4分の1支給)されます。
3. 不適切。免除・猶予期間の保険料は、10年以内ならば追納できます。問題文の「5年以内」が間違っています。
4. 適切。産前産後期間の免除された期間は、保険料を納めた期間として算入され年金額に反映されます。

(問8) ▶解答 1

1. 不適切。事業主の拠出した金額に従業員が上乗せをするマッチング拠出をしている場合には、個人型年金への加入はできません。
2. 適切。加入者の拠出した掛金は全額が小規模企業共済等掛金控除の対象となります。
3. 適切。老齢給付の年金は、公的年金等の雑所得として公的年金等控除の対象となります。なお、一時金として受給した老齢給付金は、退職所得として分離課税(所得税の課税対象)です。
4. 適切。本問の通りです。

(問9) ▶解答 2

1. 不適切。国民年金基金には、国民年金第1号被保険者、国内外の国民年金の任意加入者が加入できます。第2号被保険者・第3号被保険者は加入できません。
2. 適切。国民年金基金には、60歳以上65歳未満の人や海外に居住している人で国民年金に任意加入している者も加入できます。
3. 不適切。小規模企業共済の掛金は、全額が小規模企業共済掛金控除として所得控除の対象です。
4. 不適切。中小企業退職金共済では、新規加入後4カ月から1年間、掛金の2分の1相当額(従業員ごとに5,000円が上限)について国の助成を受けることができます。問題文の「加入月から」という説明が間違いです。

(問10) ▶解答 3

1. 適切。日本学生支援機構の奨学金には、「返済義務のある貸与型」と「返済義務のない給付型」があります。一定の基準を満たせば、併用することができます。

2. 適切。奨学金の返済が困難になった場合、減額返還または返済期間の延長を申請することができます。
3. 不適切。教育一般貸付は、原則として学生の保護者が申込人ですが、学生が成人しており、安定した収入があり、独立して生計を営んでいる場合には学生本人が申し込むことができます。
4. 適切。教育一般貸付は、中学校卒業以上の子の学校納付金、受験料、学生の住居費、通学費等、幅広い用途に使うことができる貸付です。

(問11) ▶解答 1

1. 適切。保険法は、保険契約上の関係者の権利義務等、保険契約に関する一般的なルールを定めた法律で、少額短期保険（保険金上限1,000万円）にも適用されます。
2. 不適切。少額短期保険業者や共済には保険契約者保護機構への加入義務がありません。つまり、保護の対象とはなりません。
3. 不適切。保険期間5年未満のもの（少額短期保険契約等）や外国保険会社等と国外で締結した保険の保険料は、所得税の保険料控除の対象外です。
4. 不適切。少額短期保険の保険期間は、損害保険では2年、生命保険および傷害疾病保険では1年が上限です。

(問12) ▶解答 2

1. 適切。定期保険は、定められた期間中に死亡または高度障害状態になった場合に保険金が支払われる保険で、満期保険金（保険期間終了まで生存した場合の保険金）はありません。
2. 不適切。終身保険の保険料には一時払い、一定期間で終わる有期払い、一生涯続く終身払いがあります。一時払い・有期払いでも、保険料払込が終われば一生涯保障が続きます。払込み1回当たりの保険料の金額は、終身払いがいちばん安くなります。
3. 適切。特定疾病保障定期保険では、がん・急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態と診断された場合に死亡保険金と同額の保険金が支払われます。また、被保険者が特定疾病以外の事由（交通事故など）により死亡、所定の高度障害状態になった場合でも保険金が支払われます。
4. 適切。変額保険では、保険料が特別勘定（ファンド）で運用され、保険会社の運用実績で死亡保険金や解約返戻金の金額が変動します。解約返戻金や満期保険金には最低保証がないので、運用実績によっては基本保険金額や払い込まれた保険料を下回ることがあります。

(問13) ▶解答 4

1. 不適切。個人年金保険は、一定年齢に達すると、年金の支払いが開始される保険

です。被保険者が年金受取開始前に死亡すると、遺族にはすでに払い込んだ保険料相当額の死亡給付金が支払われます。保証期間付終身年金は、保証期間中に被保険者が死亡した場合、遺族が残りの保証期間分は一時金または年金を受け取ることができませんが、死亡給付金は支給されません。

2. 不適切。個人年金保険には、加入時に健康診断の告知義務がある「選択型」と、告知義務がない「無選択型」があります。「選択型」は高度障害状態等に該当した場合、保険料の払い込みが免除されますが、「無選択型」は、保険料の払い込みが免除されません。
3. 不適切。円換算支払特約は、外貨建て保険の保険金を円貨で受け取るための特約です。この特約を付けていても契約時の為替相場ではなく、受け取り時の為替レートで円換算されますから、為替リスクを回避することはできません。
4. 適切。生存保障重視型とは、生きているときの保障を充実させた個人年金保険のことをいいます。年金受取前に被保険者が死亡した場合に支払われる死亡給付金や解約返戻金の額を抑える一方、将来年金を受ける時の年金額は高く設定しています。

#### (問14) ▶解答 2

1. 不適切。被保険者が受け取る高度障害保険金・特定（三大）疾病保険金、リビング・ニーズ特約保険金、介護保険金（一時金・年金）などは、非課税です。
2. 適切。契約者が受け取る解約返戻金は、払込保険料との差益が一時所得として所得税・住民税の課税の対象となります。保険期間が5年以下（5年以内の解約を含む）の一時払いの養老保険・損害保険・個人年金保険などの払込保険料との差益については、金融類似商品の収益とみなされて20.315%（所得税15%＋復興特別所得税0.315%＋住民税5%）の源泉分離課税となりますが、満期がない終身保険は一時払いでも金融類似商品とはみなされません。
3. 不適切。生命保険の契約者と被保険者が同一人で、保険金受取人が違う場合は、相続税の課税対象となります。
4. 不適切。被保険者が受け取る入院給付金、手術給付金、通院給付金、疾病（災害）療養給付金、がん診断給付金、障害給付金、先進医療給付金など、各種給付金は、非課税です。

#### (問15) ▶解答 2

1. 適切。保険金受取人が法人である養老保険は、貯蓄性が高いので、保険料の全額を資産計上します。
2. 不適切。死亡保険金受取人が法人である終身保険は、貯蓄性が高いので、保険料の全額を資産計上します。「損金に算入する」という説明は間違いです。

3. 適切。保険金受取人が法人で、最高解約返戻率が50%以下の定期保険、医療保険など第三分野の保険は、保険料全額を損金の額に算入することができます。
4. 適切。2019年7月8日以後の契約で、最高解約返戻率が50%超70%以下の場合、保険期間の前半4割に相当する保険料は、その40%相当額を資産に計上し、残額を損金の額に算入できます。

(問16) ▶解答 2

1. 不適切。第三分野の保険は、生命保険会社、損害保険会社のどちらも扱うことができる保険です。
2. 適切。問題文の通りです。
3. 不適切。保険料は、被保険者のリスクの大きさや事故発生の確率に応じたものでなければならないという原則は、給付・反対給付均等の原則です。
4. 不適切。損害保険の純保険料は予定損害率に基づいて計算され、付加保険料は予定事業費率に基づいて計算されます。

(問17) ▶解答 1

1. 不適切。家族傷害保険は、本人、配偶者、生計を共にする同居の親族、別居の未婚の子（保険契約締結後に誕生した子も含む）が普通傷害保険と同じ補償を受けられる保険です。保険期間中に被保険者に子供が産まれた場合、同一生計であれば、自動的に補償対象となります。
2. 適切。普通傷害保険は、国内外を問わず、日常生活（旅行中、就業中を含む）での傷害を補償します。
3. 適切。国内旅行（傷害）保険は、国内旅行で自宅を出発してから帰宅するまでの間に負ったケガを補償します。食中毒も補償対象となります。ただし、虫垂炎などの病気、地震・噴火・津波は補償対象外です。
4. 適切。海外旅行（傷害）保険は、海外旅行のために自宅を出発してから帰宅するまでの間に負った病気やケガを補償します。国内旅行（傷害）保険とは異なり、虫垂炎などの病気、地震・噴火・津波も補償対象となります。

(問18) ▶解答 1

1. 適切。全ての役員・従業員を被保険者とする普通傷害保険の保険料は、受取人が法人であれば「支払保険料」、受取人が役員・従業員であれば「福利厚生費」として損金算入できます。なお、被保険者と受取人が特定の役員・従業員の場合は「給与」として損金算入します。
2. 不適切。法人が積立火災保険の満期返戻金を受け取った場合、満期保険金の額と資産計上額との差額を雑収入または雑損失として計上します。
3. 不適切。受け取った保険金で新たに固定資産を購入した場合、圧縮記帳を行って

保険金への課税を将来に繰り延べることができます。

4. 不適切。法人が保険金を受け取らないため、経理処理は不要です。

(問19) ▶解答 1

1. 適切。所得補償保険は病気やケガで仕事ができなくなった場合の収入減を補う保険です。勤務先企業の倒産では保険金は支払われません。
2. 不適切。更新型は、更新する際の告知や医師の診査が必要ありません。保険期間中に入院給付金を受け取っても、次の更新はできません。
3. 不適切。先進医療特約は、特定の病院や医療施設で、「療養を受けた時点」で「厚生労働大臣が認可した先進医療」を対象として給付金が支払われます。療養を受けた時点で先進医療に該当しない場合には、保険金の支払対象とはなりません。
4. 不適切。がん保険では、一般に3カ月(90日)の免責期間があり、免責期間中にがんが診断された場合、給付金は支払われず、契約は無効になります。

(問20) ▶解答 2

1. 不適切。団体信用生命保険は、債務者が死亡・高度障害等になった場合に、その保険金で住宅ローンの残高を相殺できる保険です。死亡保障の準備ではありません。従業員の自助努力による死亡保障の準備を支援したいというニーズには、団体定期保険(Bグループ保険)の活用などが適しています。
2. 適切。問題文の通りです。
3. 不適切。総合福祉団体定期保険は、1年更新の定期保険(解約返戻金がない)で、生存退職金の準備には不適切です。退職金の準備には、貯蓄性の高い(解約返戻金のある)養老保険や中小企業退職金共済の活用等が適しています。
4. 不適切。団体定期保険(Bグループ保険)は、企業等が保険契約者で、従業員や役員が任意で加入できる1年更新の定期保険です。保険料は従業員が負担し、死亡時には従業員等の遺族が保険金を受け取るものなので、企業が支給する弔慰金や死亡退職金の原資を準備するためには不適です。従業員の死亡時に必要な弔慰金や死亡退職金を準備するためには、総合福祉団体定期保険(Aグループ保険)などが適しています。

(問21) ▶解答 1

1. 不適切。一般的に、ある国の輸出額が輸入額を上回って貿易黒字が拡大すると、外貨を円貨に交換する需要が増えて円高要因になります。
2. 適切。物価が上がれば、相対的にお金の価値が下がります。日本の物価が米国と比較して相対的に上昇すると、円貨の価値が下がるため、円安要因となります。
3. 適切。米国が政策金利を引き上げることにより、日本との金利差が拡大すると、市場では低金利の円を売って、高金利の米ドルを買う需要が高まりますから、円

安米ドル高の要因となります。

4. 適切。公開市場操作は、日銀が金融機関と債券等を売買することで、市場の資金（通貨量）を増減させる手段です。売りオペレーション（売りオペ）は、好景気（インフレ）のとき、日本銀行が保有する債券等を民間金融機関に売却し、市場の資金を減らして市場金利を上昇させる政策です（金融引締め）。買いオペレーション（買いオペ）は、不景気（デフレ）のとき、金融機関の保有する債券等を買取り、市場の資金を増やして市場金利を低下させる政策です（金融緩和）。問題文の買いオペレーションの説明は適切です。

（問22）▶解答 3

1. 不適切。貯蓄預金は、公共料金などの自動支払い口座や給与、年金などの自動受け取り口座に指定することはできません。
2. 不適切。当座預金の無利息型普通預金は法人でも個人でも利用することができます。
3. 適切。期日指定定期預金は、預入後に満期日を指定して引き出しができる定期預金です。
4. 不適切。オンライン上で入出金の明細や残高を確認することができるサービスを提供しているのは、ネット専業銀行に限られません。

（問23）▶解答 1

表面利率が0.90%、償還までの残存期間が10年の固定利付債券を、額面100円当たり103円で購入した投資家が、購入から4年後に額面100円当たり102円で売却した場合の所有期間利回りは（ア：0.63%）であり、償還期限まで10年保有した場合の最終利回りよりも（イ：高い）。

「購入価格」に対する「1年間の収益合計（利子+差益）」の割合を利回りといいます。

利回り（単利）は、以下の手順で計算できます。

- ①  $(\text{売却価格} - \text{購入価格}) \div \text{所有年数}$  ← 差益…年当たりの利子以外の儲け
- ② 表面利率（年当たりの利子）+ ① ← 年当たりの収益合計
- ③  $② \div \text{購入価格} \times 100$  ← 利回り…投資額に対する利益

（ア）所有期間利回り…新規発行された債券またはすでに発行されている債券を購入して償還期限の前に途中で売却した場合の利回り。

- ①  $(102 - 103) \div 4 = -0.25$
- ②  $0.9 + (-0.25) = 0.65$
- ③  $0.65 \div 103 \times 100 = 0.631 \dots \approx 0.63\%$ （小数点以下第3位四捨五入）

(イ) 最終利回り…すでに発行されている債券を購入し償還期限まで保有した場合の利回り。償還期限まで保有したので、売却価格は額面金額の100円となる。

①  $(100 - 103) \div 10 = -0.3$

②  $0.9 + (-0.3) = 0.6$

③  $0.6 \div 103 \times 100 = 0.582 \dots \approx 0.58\%$  (小数点以下第3位四捨五入)

所有期間利回り0.63%は、最終利回り0.58%より高い。

(問24) ▶解答 3

1. 適切。カントリーリスクは、投資対象となる国の政治情勢や経済情勢などにより発生するリスクです。

2. 適切。価格変動リスクは、市場金利の動向、経済情勢、発行体の信用状況の変化等により、売却価格が変動するリスクをいいます。

市場金利が上昇すると、(低い金利で買った)債券価格は下落し、市場金利が低下すると、(高い金利で買った)債券価格は上昇します。一般に、残存期間が長い債券ほど、金利変動の影響を受ける期間が長くなるため、価格の変動率は大きくなります。

3. 不適切。一般に、格付けBBB(トリプルB)以上の債券を投資適格債券とといいます。格付けBB以下の債券を投機的格付債券(非投資適格債券、投資不適格債券、ハイ・イールド債またはジャンク債)とといいます。

4. 適切。為替ヘッジの付いたファンドは、為替予約取引などを使って、将来通貨を交換する際のため替レートをあらかじめ決めておき、為替相場の変動で基準価額が変動しないように設計されています。

(問25) ▶解答 2

1. 不適切。金融商品取引法では、株式の信用取引を行う際の委託保証金額は30万円以上、かつ株式の約定価額の30%以上とされています。

2. 適切。信用取引は、顧客が一定の委託保証金を証券会社に担保として預け、買付資金や売付証券を借りて取引を行うものです。信用取引銘柄に含み損が出て、委託保証金維持率割れ(一般に約定価額の20%未満)となった場合、追加保証金(追証)を差し入れなければいけません。

3. 不適切。信用取引では、現物取引ではできない空売り(株を持っていない状態で売って後で買い戻すこと)もできます。

4. 不適切。建株とは、信用取引において、同一銘柄で同一約定日に約定された株式の残高を指します。買建(かいだて)や売建(うりだて)をしている株(残高)とも呼ばれます。一般信用取引の建株を制度信用取引の建株に変更することはで

きません。また、制度信用取引の建株を一般信用取引の建株に変更することもできません。

(問26) ▶解答 2

1. 適切。証券会社において外国株式の取引を行う際には、外国証券取引口座の開設が必要です。
2. 不適切。証券会社が破綻し、分別管理が機能しないで、株式、債券、投資信託（国内の証券会社に預託した外貨建てMMF、外国株式含む）などが返還されない場合、日本投資者保護基金が1人につき1,000万円まで補償します。
3. 適切。国内の証券取引所に上場している外国株式を国内委託取引（普通取引）により売買した場合の受渡日は、国内株式と同様に、売買の約定日から起算して3営業日目（約定日から2営業日後）です。
4. 適切。ディスクロージャーは、財務内容や業務内容などの経営内容の開示のことです。外国証券は、ディスクロージャー制度の適用を受けず、企業内容等の開示は行われません。

(問27) ▶解答 4

1. 不適切。買う権利をコール・オプション、売る権利をプット・オプションといいます。問題文の説明は逆になっています。
2. 不適切。満期日以前にいつでも権利行使ができるのがアメリカンタイプで、満期日のみ権利行使できるのがヨーロピアンタイプです。問題文の説明は逆になっています。
3. 不適切。コール・オプションの買い手の最大利益とプット・オプションの買い手の最大利益は、いずれも無限大です。最大利益がプレミアムの額となっているのは売り手です。
4. 適切。コール・オプションおよびプット・オプションは、他の条件が同一であれば、いずれもボラティリティが上昇するほど、プレミアム（オプション料）は高くなります。

(問28) ▶解答 2

1. 適切。ポートフォリオのリスクとは、そのポートフォリオの期待収益率と実際の収益率の乖離（かいり）の度合いをいいます。
2. 不適切。相関係数は、ポートフォリオに組み入れる資産の値動きの関連性を表す指標です。値動きの相関関係を $-1$ （逆の値動き）から $+1$ （同じ値動き）までの数値で表し、相関係数が $+1$ 未満であれば、ポートフォリオのリスク低減効果が期待できます。2資産間の相関係数がゼロである場合も、分散投資の効果（リスクの低減効果）は生じます。

3. 適切。ポートフォリオの期待収益率は、組み入れた各資産の期待収益率を組入比率（構成比）で加重平均した値となります。
4. 適切。ポートフォリオのリスクは、組み入れた各資産のリスクを組入比率で加重平均した値以下となります。

**(問29) ▶解答 2**

1. 不適切。上場株式等に係る譲渡損失の金額と損益通算することができるのは、申告分離課税を選択した場合です。総合課税を選択した配当所得は、上場株式等に係る譲渡損失の金額と損益通算することはできません。
2. 適切。上場株式等に係る配当所得等の金額と損益通算してもなお控除しきれない上場株式等に係る譲渡損失の金額は、確定申告をすることにより、翌年以後3年間にわたって繰り越すことができます。
3. 不適切。特定口座には、源泉徴収（選択）口座と簡易申告口座（源泉徴収なしの口座）があります。一般口座は、投資家自身が譲渡損益および配当等の金額を計算して確定申告をする必要がありますが、特定口座は、源泉徴収のありなしに関わらず、特定口座年間取引報告書が作成され、自身で年中の取引の計算をする必要はありません。
4. 不適切。医療費控除の適用を受けるために確定申告をする場合でも、源泉徴収口座に係る取引を確定申告する必要はありません。

**(問30) ▶解答 2**

1. 不適切。確定拠出年金の加入者が運用の方法として選択した定期預金は、預金保険制度による保護の対象となります。
2. 適切。日本国内に本店のある銀行の海外支店や外国銀行の在日支店に預け入れた預金は、その預金の種類にかかわらず、預金保険制度による保護の対象となります。
3. 不適切。生命保険契約者保護機構による補償の対象となる保険契約については、原則として、破綻時の責任準備金の90%まで補償されます。
4. 不適切。銀行は日本投資者保護基金に加入していないので、銀行で購入した投資信託は、投資者保護基金では補償されません。

**(問31) ▶解答 3**

1. 不適切。所得税は超過累進税率で、課税対象額の増加に応じて、増加部分に順次、高い税率を課していきます。比例税率ではありません。
2. 不適切。贈与税は申告納税方式で、納税者が税額を計算して申告します。賦課課税方式ではありません。
3. 適切。法人税は納税者と税負担者が同一である直接税で、消費税は消費者が税を

負担し事業者が納付する間接税です。

4. 不適切。不動産取得税は地方税、登録免許税は国税です。

(問32) ▶解答 2

1. 不適切。居住用財産を買い換えた際の譲渡損失の損益通算・繰越控除を適用するには、譲渡する年の1月1日時点で所有期間が5年超であることが条件です。
2. 適切。この特例では、繰越控除を適用する年の12月31日時点で、買い換えた資産(新居)について償還期間10年以上の住宅ローンの残高が必要です。旧宅(譲渡資産)の住宅ローンではなく、新居に住宅ローンを組んでいることが条件となります。
3. 不適切。譲渡損失は、その年の他の所得と損益通算が可能であり、損益通算後も控除しきれない損失については、譲渡年の翌年以降3年以内での繰越控除が可能です。ただし、損益通算には所得要件がありませんが、繰越控除はその年の合計所得金額が3,000万円を超える場合には適用できません。
4. 不適切。譲渡損失の損益通算・繰越控除は、一定の条件を満たせば住宅ローン控除との併用が可能です。ただし、居住用財産の譲渡所得の特例(3,000万円の特別控除、軽減税率の特例、買換え特例など)を受けた場合は、住宅ローン控除が適用されません。

(問33) ▶解答 3

不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得における損失は、他の所得と損益通算が可能です。ただし、次の損失は通算の対象外となります。

- ・土地等の取得に要した借入金の利子(建物分は可)
- ・生活に通常必要でない資産の貸付に係る損失(ゴルフ会員権の譲渡損失も含む)  
Aさんの場合は、以下の損益通算となります。
- ・不動産所得の損失50万円は損益通算可能
- ・ゴルフ会員権の譲渡損失▲180万円は損益通算対象外  
よって、総所得金額は600万円(給与所得)－50万円(不動産所得の損失)＝550万円となります。

(問34) ▶解答 4

1. 適切。住宅ローン控除の適用を受けるためには、家屋を取得した日から6カ月以内に居住を開始し、その後も年末時点で居住している必要があります。
2. 適切。住宅ローン控除の対象となる家屋は、床面積の2分の1以上が自己の居住用である必要があります。
3. 適切。住宅ローン控除の対象となる借入金は、償還期間が10年以上のものに限られます。

4. 不適切。住宅ローン控除の適用を初めて受ける年には、給与所得者であっても確定申告が必要です。2年目以降は年末調整で適用を受けることができます。

(問35) ▶解答 3

1. 不適切。青色申告者は、帳簿や記帳の根拠となる書類を原則として7年間（一部は5年間）保存しなければなりません。10年間ではありません。
2. 不適切。青色申告者が申告期限後に確定申告書を提出した場合、適用を受けることができる青色申告特別控除額は最大10万円です。期限内に提出し、要件を満たす場合は、最大65万円の控除を受けることができます。（2027年分以後、青色申告の条件を満たし、電子申告（e-Tax）または電子帳簿保存を行っている場合は最大控除額75万円。紙で申告する場合、最大控除額10万円となります。）
3. 適切。青色事業専従者として給与を受け取っている配偶者は、合計所得金額に関係なく控除対象配偶者には該当しません。配偶者控除を適用するには、配偶者が事業専従者でないことが必要です。
4. 不適切。青色申告者が損益通算後に控除しきれない損失（純損失）の金額は、最長3年間繰り越して、各年分の所得から控除できます。7年間ではありません。

(問36) ▶解答 2

1. 不適切。法人設立届出書の提出期限は、設立の日から2カ月以内です。1カ月ではありません。
2. 適切。法人が法人税の納税地に異動があった場合、原則として、異動前の納税地の所轄税務署長に「異動届出書」を提出する必要があります。異動後の納税地の所轄税務署長への届出は不要です。
3. 不適切。法人税の確定申告書の提出期限は、原則として事業年度終了の翌日から2カ月以内です。1カ月以内ではありません。
4. 不適切。中小法人に対する軽減税率は、課税所得のうち800万円以下の部分について15%が適用されます。1,000万円ではありません。

(問37) ▶解答 2

1. 適切。法人税は、企業の所得に対して課される税であり、所得計算時に法人税本税を損金の額に算入することはできません。
2. 不適切。法人住民税は、法人税と同様に所得に対する税であり、損金の額に算入することはできません。
3. 適切。法人事業税は、事業活動に対する課税であり、事業運営に必要な経費として全額損金に算入することができます。
4. 適切。従業員の業務中の交通違反に対する交通反則金は、企業が負担することはあっても、懲罰的な性格を持つため、損金に算入することはできません。

(問38) ▶解答 1

1. 不適切。居住用の住宅の貸付けは、その貸付期間が1カ月以上であっても「非課税取引」に該当します。消費税法では、居住用家屋の貸付けは社会政策上の理由で非課税とされており、貸付期間に関係なく消費税は課税されません。
2. 適切。消費税の簡易課税制度は、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者に適用されます。この制度は事務負担の軽減を目的としています。
3. 適切。消費税では、有価証券の譲渡は非課税取引に該当します。消費税は、消費に基づく課税を行うため、資産の譲渡や金融取引に関しては課税されません。
4. 適切。消費税の確定申告書は、原則として課税期間の末日（事業年度終了日）の翌日から2カ月以内に納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。この点は法人税と同様です。

(問39) ▶解答 3

1. 適切。会社が役員に支払う退職金は、適正な額であれば、株主総会の決議などで退職金額が具体的に確定した日の属する事業年度に損金の額に算入できます。不相当に高額な部分の金額などについては損金額に算入できません。
2. 適切。法人が役員から市場価格より安く土地などの資産を譲り受けた場合、時価と譲受対価の差額相当額は、法人の所得金額の計算上、益金の額に算入されます。一方、役員側では、売買価額が時価の2分の1以上なら、実際の売買価額で譲渡所得を計算します。売買価額が時価の2分の1未満の場合は、時価を収入金額として譲渡所得が計算されます。例えば、役員が法人に時価1億円の土地を4,800万円で売った場合には、売った金額4,800万円ではなく1億円が役員の譲渡所得となります。
3. 不適切。役員が会社に無利息で金銭の貸付けを行った場合、通常収受すべき利息に相当する金額が、その役員の雑所得の収入金額に算入されることはありません。役員が営利を目的とせず、自社や親族・友人の会社などに無利子で資金を貸すことがあるため、受け取らなかった利子については課税対象外となります。
4. 適切。役員が法人から賃貸料を徴収されずに不動産を無償で利用している場合、通常徴収されるべき賃貸料相当額が給与所得として課税されます。

(問40) ▶解答 2

1. 適切。営業利益は「売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引いた額」で計算されます。
2. 不適切。税引前当期純利益は、「経常利益に特別利益を加算し、特別損失を減算した額」で求められます。営業外損益は、営業利益から経常利益を求める段階で加算・減算されるもので、税引前当期純利益の計算には含まれません。

3. 適切。流動比率は、「流動資産÷流動負債×100」で計算されます。流動比率は、短期的な支払い能力を示す指標で、流動負債に対する流動資産の割合が高いほど（＝流動比率が高いほど）短期支払能力が強いと評価されます。
4. 適切。自己資本比率は、「自己資本÷総資産×100」で計算され、企業の財務の健全性を示します。自己資本比率が高いほど、企業が負債に依存していないことを意味し、健全な財務状況であると評価されます。

(問41) ▶解答 3

1. 適切。借地権は登記を経由しなくても、借地上にある借地権者名義の建物の登記によって対抗力を備えることができるため、借地権の登記は通常行われません。登記記録で土地所有者と建物所有者が異なっている場合には、借地権や法定地上権が成立していることがあります。
2. 適切。日本の不動産登記には、公信力はありません。登記記録が真実でない場合、その記録を信じて取引した者は法的に保護されないことがあります。ただし、不動産登記には対抗力があるため、登記された内容は第三者に対して主張することができます。
3. 不適切。不動産登記記録の権利部は「甲区」と「乙区」に分かれています。  
甲区：所有権に関する事項が記録されます。  
乙区：所有権以外の権利（例：抵当権、賃借権、配偶者居住権など）が記録されます。従って、抵当権設定登記は「乙区」に記載され、甲区には記載されません。このため、記述の内容は不適切です。
4. 適切。公図は、登記所に備え付けられている「地図に準ずる図面」です。公図は土地の区画や形状、地番などを確認する資料として使用されます。現況を正確に表しているわけではありませんが、土地の位置関係などを把握するための重要な資料です。

(問42) ▶解答 4

1. 不適切。アパートやマンションの所有者が自ら賃貸を行う場合、宅地建物取引業の免許を取得する必要はありません。自ら所有する物件を賃貸することは「大家業」と呼ばれ、宅地建物取引業に該当しないため、免許は不要です。
2. 不適切。宅地建物取引業者が自ら売主となる宅地の売買契約を結ぶ際に受領する手付は、解約手付の性質を有します。手付がいかなる性質であっても、手付の返還による契約解除はできません。ただし買主が契約履行に着手する前であれば、売主は手付を倍額返還することで契約を解除することができます。
3. 不適切。専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、依頼者に対して2週間に1回以上業務の処理状況を報告しなければなりません。5日間に1回以上ではあ

りません。

4. 適切。宅地建物取引業者が自ら売主となる宅地の売買契約で、売主が受け取る手付は代金の2割を超える額は受領できません。2割を超える手付が設定された場合、その超過部分は無効となります。

(問43) ▶解答 2

1. 不適切。一般定期借地権は、事業の用に供する建物を目的とする場合にも、設定することができます。
2. 適切。一般定期借地権は、50年以上の存続期間を設定しなければならないとされています。
3. 不適切。普通借地権の最初の存続期間は原則、30年とされています。ただし、当事者同士の合意により、契約で30年を超える期間を定めることが可能です。
4. 不適切。普通借地権では、借地上に建物がある場合に限り、契約更新が認められます。もし建物が存在しない場合は、契約更新は認められません。従って、「借地上に建物があるかどうかにかかわらず」という記述は誤りです。

(問44) ▶解答 3

1. 不適切。都市計画法では、すべての都市計画区域に必ず市街化区域と市街化調整区域を区分しなければならないわけではありません。都市計画区域内には区分がない区域もあり、これを非線引き区域といいます。なお、三大都市圏や政令指定都市の一部では区分を定めなければいけない区域もあります。
2. 不適切。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域です。市街化調整区域は無秩序な市街化を防止する区域であり、開発行為や建築が厳しく制限されています。「おおむね10年以内に優先的に市街化を図るべき区域」は市街化区域の説明です。
3. 適切。市街化区域については用途地域を定め、市街化調整区域では原則として用途地域を定めないとされています。ただし、非線引き区域や準都市計画区域では、必要に応じて用途地域を定めることがあります。
4. 不適切。市街化区域内で行う開発行為については、規模が1,000㎡未満であれば都道府県知事等の許可が不要です。三大都市圏など特定の地域では、この基準が500㎡、または条例によりさらに小さく設定されることがあります。従って、「規模にかかわらず許可が必要」という記述は誤りです。

(問45) ▶解答 3

1. 適切。前面道路の幅員が12m未満の敷地において、建築物の容積率は、原則として、都市計画で定められた容積率と、前面道路の幅員に一定の乗数を掛けた値(法定乗数)のいずれか低い方が上限となります。
2. 適切。隣地斜線制限は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田

園住居地域の3つの地域には適用されません。これらの地域には、隣地斜線制限の代わりに、絶対高さ制限が適用されます。つまり、建物の高さに制限が設けられており、周辺の住環境を守るための措置です。

3. 不適切。第一種住居地域には、絶対高さ制限は適用されません。絶対高さ制限は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域のみです。
4. 適切。建築物の敷地は、原則として、建築基準法に規定する道路（幅員4m以上）に2m以上接していなければならないという規定があります。この規制は「接道義務」と呼ばれます。

**(問46) ▶解答 2**

1. 適切。規約により、区分所有者が管理または使用する庭や通路などの土地を建物の敷地とすることができます。
2. 不適切。敷地利用権が数人で有する所有権の場合、規約に特別な定めがない限り、専有部分と分離して処分することはできません。
3. 適切。区分所有者全員で構成される管理組合が、建物およびその敷地・附属施設の管理を行います。
4. 適切。管理者は集会の決議によって選任または解任されます。

**(問47) ▶解答 2**

1. 適切。固定資産税の納税義務者は、毎年1月1日時点で所有している者です。年度内に家屋を取り壊しても、その年度分の全額を納付する義務があります。
2. 不適切。住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例は、住宅1戸あたり200㎡以下の部分について課税標準が6分の1相当額となり、それ以外の部分については3分の1相当額となります。
3. 適切。都市計画税は、都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地や家屋に課税されます。
4. 適切。都市計画税の税率は、各地方自治体の条例で定められますが、税率の上限は0.3%と決まっています。

**(問48) ▶解答 2**

1. 適切。3,000万円特別控除は、譲渡先が配偶者や直系血族、生計を一にする親族などの場合には適用されません。
2. 不適切。3,000万円特別控除は、居住用財産を譲渡する際、居住しなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡すれば適用されます。6カ月ではありません。
3. 適切。軽減税率の特例は、譲渡した年の1月1日においてその居住用財産を10年以上所有していなければ、適用を受けることができません。

4. 適切。3,000万円特別控除と軽減税率の特例は、条件を満たしていれば重複して適用を受けることができます。

(問49) ▶解答 1

1. 不適切。譲渡所得の計算において土地の取得費が不明な場合、譲渡価額の5%相当額を取得費（概算取得費）とすることができます。10%ではありません。
2. 適切。譲渡所得において、所有期間が5年以下の場合は短期譲渡所得、5年超の場合は長期譲渡所得となります。
3. 適切。長期譲渡所得に対する税率は、所得税15.315%（復興特別所得税を含む）、住民税5%です。
4. 適切。譲渡費用には、売却に直接かかった費用（仲介手数料、土地の測量費、広告料など）が含まれます。維持や管理に関わる費用（固定資産税、修繕費）は含まれません。

(問50) ▶解答 4

1. 不適切。NOI利回り（純利回り）は、家賃などの年間収入から経費を引いた純収益を総投資額で割ったもので、不動産投資の収益性を測る指標です。
2. 不適切。DCF法は、純収益と転売価格（復帰価格）を発生時期に応じて現在価値に割り引き、それを合計して収益価格を求める手法です。
3. 不適切。収益率が借入金利を上回る場合にレバレッジ効果が働き、自己資金に対する収益率が向上します。
4. 適切。IRR（内部収益率）は投資によって得られる将来のキャッシュフローの現在価値と投資額が等しくなる割引率で、期待収益率を上回れば投資価値があると判断されます。

(問51) ▶解答 1

1. 適切。定期贈与は、贈与者または受贈者が死亡すると、その効力を失います。定期贈与は通常、当事者間の人間関係に基づいて行われるため、相続人に権利義務が承継されることはありません。
2. 不適切。負担付贈与は、受贈者が負担を負う一方で、第三者がその負担の利益を得ることも可能です。たとえば、借金の返済や介護の依頼をする場合などがあります。
3. 不適切。死因贈与は贈与者と受贈者との合意による契約です。贈与者の意思表示のみでは成立しません。遺贈は受贈者の承諾は不要です。
4. 不適切。書面によらない贈与契約は、その履行が終わった部分については解除できません。解除できるのは、履行が完了していない部分に限ります。

(問52) ▶解答 4

1. 適切。贈与税は個人間の贈与に課税されるため、法人から個人への贈与は課税対象外です。法人からの贈与は、雇用関係がある場合は個人の給与所得として、雇用関係がない場合は個人の一時所得として所得税が課されます。
2. 適切。香典や見舞金などの社交上必要と認められる金品は、社会通念上相当とされるものであれば贈与税の課税対象にはなりません。
3. 適切。扶養義務者間での生活費や教育費に充てるための贈与は、通常必要とされる範囲内であれば贈与税の課税対象とはなりません。なお、有価証券や不動産購入に充てるための贈与は課税されます。
4. 不適切。契約者、被保険者、受取人が異なる生命保険契約において受け取った死亡保険金は、贈与税の課税対象になります。本件では母から子への贈与とみなされ、子に贈与税が課されます。

(問53) ▶解答 1

1. 不適切。相続時精算課税制度では、贈与額が2,500万円を超える部分に対して税率20%の贈与税が課税されます。25%ではありません。
2. 適切。相続時精算課税を適用するには、贈与者が60歳以上、受贈者が18歳以上であり、「父母と子」または「祖父母と孫」の関係が必要です。年齢判定は贈与があった年の1月1日時点で行います。
3. 適切。相続時精算課税を選択すると、選択した年以降は贈与者が死亡するまで適用され、暦年課税に戻すことはできません。
4. 適切。相続時精算課税の適用を受けた贈与については、相続税計算時に既に納めた贈与税が控除され、控除しきれない金額は相続税申告で還付されます。

(問54) ▶解答 3

1. 不適切。離婚後でも、親権に関係なく、子はその親の相続人となります。
2. 不適切。特別養子縁組が成立した場合、養子は実方の父母との親族関係が終了します。従って、実父母の相続人にはならず、養親の相続人となります。
3. 適切。代襲相続は、相続人となるべき人が相続権を失った場合にその子が代わりに相続する制度です。廃除により相続権を失った場合も、その子(孫)は代襲相続人となります。
4. 不適切。内縁関係(事実婚)にある者は、法律上の配偶者とは認められません。そのため、内縁関係の者は相続権を持たず、配偶者とはみなされません。

(問55) ▶解答 4

1. 適切。被相続人は、遺言により、相続開始から最大5年間、遺産の分割を禁じることがあります。これにより、遺産分割の時期を制限することができます。

2. 適切。共同相続人は、遺産の全部または一部について分割することができ、遺産分割協議書は、分割内容に関する部分だけを記載することが可能です。
3. 適切。遺産分割において協議が調わない場合、または協議できない場合、相続人は家庭裁判所に分割を請求することができます。裁判所による調停や審判が行われることになります。
4. 不適切。遺産分割協議書は、公正証書で作成する必要はありません。遺産分割協議書は、相続人間で合意があれば、書面に記録して署名・押印することだけで有効です。公正証書にする義務はありません。

(問56) ▶解答 1

1. 適切。配偶者居住権は、遺産分割で他の相続人が自宅を相続した場合も、配偶者が亡くなるまで居住を継続できる権利です。その存続期間は原則として配偶者の終身です。
2. 不適切。配偶者居住権は譲渡できません。この権利は配偶者の終身居住を保障するものであり、他者に譲渡することはできません。
3. 不適切。配偶者居住権は、被相続人が単独で所有していた居住建物、または被相続人と配偶者が共有していた居住建物に設定できます。もし配偶者と被相続人の子が共有していた場合、配偶者居住権を取得することはできません。
4. 不適切。配偶者居住権を取得するためには、相続開始時に配偶者がその建物に居住していることが必要です。もし配偶者が別居していた場合、配偶者居住権は取得できません。

(問57) ▶解答 3

1. 不適切。相続税の申告書の提出期限は、相続開始を知った日の翌日から10カ月以内です。6カ月ではありません。
2. 不適切。「配偶者に対する相続税額の軽減」が適用され、納付すべき相続税額がゼロになった場合でも、相続税の申告書は提出しなければなりません。
3. 適切。相続税を延納する場合、原則として、担保の提供が求められます。延納の担保には、相続で取得した土地や相続人自身の土地、第三者の財産も利用できます。相続開始前に相続人が所有していた土地も担保として提供可能です。
4. 不適切。相続税を延納するための要件は、納付すべき相続税額が10万円を超えること、納期限までに金銭で納付することが困難な事由があることなどです。100万円以上ではなく、10万円を超える場合に延納申請が可能です。

(問58) ▶解答 2

1. 不適切。宅地の評価方法（路線価方式または倍率方式）は、納税者が任意に選べるわけではなく、宅地の所在地に応じて国税局長が決定します。従って、自由に

選択することはできません。

2. 適切。倍率方式は、路線価が設定されていない地域に使用される評価方法で、固定資産税評価額に国税局長が定めた倍率を掛け算して宅地の評価額を算出します。
3. 不適切。角地の場合、路線価は奥行価格補正後の価額が高い方を正面路線価として採用します。奥行価格補正後の価額が低い方が正面路線価となるではありません。
4. 不適切。路線価は、道路に面する標準的な宅地の1㎡あたりの価額であり、1坪当たりではありません。

(問59) ▶解答 3

1. 適切。会社が契約者として保険料を負担し、オーナー経営者を被保険者、会社を死亡保険金受取人として生命保険に加入することにより、死亡退職金の原資を準備できます。この方法では、保険料の一部を損金処理でき、相続税の納税資金を確保するための資金を事前に準備できます。
2. 適切。経営者の死亡直後に遺族が支給を受けた死亡退職金は、相続税の納税資金として使用可能です。死亡退職金は適正な額で支給されると、税務上も損金に計上でき、相続時の納税資金を準備する助けになります。
3. 不適切。死亡退職金の非課税限度額（「500万円×法定相続人の数」）の適用対象となるのは、死亡後3年以内に支給が確定した退職金に限ります。
4. 適切。死亡退職金を支給することにより、会社の純資産が減少します。これにより、自社株式の評価額が引き下げられる効果が期待でき、相続税の負担を軽減することができます。また、相続税の納税資金も確保するため、事業承継対策にもなります。

(問60) ▶解答 4

1. 適切。非上場会社の株式を譲渡する場合、譲渡所得に対して申告分離課税が適用されます。所得税15%、復興特別所得税0.315%、住民税5%が課され、合計20.315%の税率になります。
2. 適切。株式の譲渡所得は、収入金額から取得費用と譲渡費用を差し引いて計算します。M&Aにおける株式譲渡では、譲渡金額は当事者間で決めた価格が原則となります。ただし、譲渡価格が時価の半分未満の場合は、低額譲渡規定が適用され、時価が譲渡価格となります。
3. 適切。譲渡制限株式とは、譲渡に会社の承認が必要な株式です。定款に特定の規定を設けることで、相続や合併で取得された株式を会社に売却するよう請求できます。これにより、会社は望ましくない人物に株式が移転するのを防ぐことができます。

4. 不適切。株式譲渡制限会社では、株主でない者が取締役就任することも可能です。株主に限定するかどうかは定款で決めることができますが、特段の定めがなければ、株主以外でも取締役就任できる場合があります。

【第1問】《問1》▶解答 ①796,109 ②1,109,776 ③51,571 ④1,161,347

1. 老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入）（①：796,109）円

20歳から60歳までの40年間（480月）の保険料をすべて納めると、満額の老齢基礎年金となります。厚生年金保険料を納付すれば、国民年金保険料も納付したものとみなされます。20歳から22歳まで29月の未加入期間は、保険料納付済月数へは算入しません。従って、Aさんの保険料納付済月数は、480月－29月＝451月となります。

$847,300 \text{円} \times 451 \text{月} \div 480 \text{月} = 796,109 \text{円}$ （円未満四捨五入）

2. 老齢厚生年金の年金額

(1) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）（②：1,109,776）円

i) 報酬比例部分の額＝ $\text{a} + \text{b}$

①2003年3月以前の期間分…厚生年金被保険者期間が192月で、平均標準報酬額は30万円です。

$300,000 \text{円} \times 7.125 \div 1,000 \times 192 \text{月} = 410,400 \text{円}$ （円未満四捨五入）

②2003年4月以後の期間分…厚生年金被保険者期間が319月で、平均標準報酬額は40万円です。

$400,000 \text{円} \times 5.481 \div 1,000 \times 319 \text{月} = 699,376 \text{円}$ （円未満四捨五入）

報酬比例部分の額＝ $\text{a} + \text{b} = 410,400 \text{円} + 699,376 \text{円} = 1,109,776 \text{円}$

(2) 経過的加算額（円未満四捨五入）（③：51,571）円

ii) 経過的加算額＝ $1,766 \text{円} \times \text{被保険者期間の月数} - 847,300 \text{円} \times (1961 \text{年以後で} 20 \text{歳以上} 60 \text{歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数} / 480)$

被保険者期間の月数は、 $192 \text{月} + 319 \text{月} = 511 \text{月}$ なので、上限の480月で計算します。「1961年以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数」は、60歳から65歳までの5年分（60月）を引き、 $511 \text{月} - 60 \text{月} = 451 \text{月}$ となります。

$1,766 \text{円} \times 480 \text{月} - 847,300 \text{円} \times 451 \text{月} \div 480 \text{月} = 847,680 \text{円} - 796,109 \text{円} = 51,571 \text{円}$ （円未満四捨五入）

※途中式ではなく計算結果を四捨五入します。

(3) 基本年金額（上記「(1) + (2)」） $\square\square\square \text{円} = 1,109,776 \text{円} + 51,571 \text{円} = 1,161,347 \text{円}$

(4) 加給年金額（要件を満たしている場合のみ加算すること）

加給年金は、厚生年金の被保険者期間が20年（240月）以上で、65歳未満の配偶者（年収850万円未満で、厚生年金の被保険者期間20年以上の老齢厚生年金等を受給していないこと）がいる場合に加算されます。妻BさんはAさんより

も年上なので、Aさんが65歳到達時には妻Bさんは65歳を超えているため、加給年金の支給対象外です。

(5) 老齢厚生年金の年金額 (④ : 1,161,347) 円

老齢厚生年金の年金額 = 基本年金額 = 1,161,347円

【第1問】《問2》▶解答 ①○ ②× ③×

- ①適切。老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰上げは、同時に行う必要があります。繰下げは、別々でもできます。
- ②不適切。繰下げ受給では、最長75歳（10年間）まで繰り下げことができます。1カ月あたり0.7%の増額なので、 $0.7 \times 12 \text{カ月} \times 10 \text{年} = 84\%$ の増額になります。
- ③不適切。報酬比例部分の特別支給の老齢厚生年金は、男性で1961年4月2日以降、女性で1966年4月2日以降（男性より5年遅れ）の人には支給されません。Aさんは1965年11月10日生まれで、妻Bさんは1965年7月8日生まれなので、Aさんは受給できませんが、妻Bさんは受給できます。

【第1問】《問3》▶解答 ①チ ②ホ ③ロ

- I 「AさんがX社の継続雇用制度を利用して、60歳以後も引き続きX社に勤務し、かつ、60歳以後の各月（支給対象月）に支払われた賃金額（みなし賃金を含む）が60歳到達時の賃金月額（① : 75）%未満となる場合、Aさんは、所定の手続により、原則として、高年齢雇用継続基本給付金を受給することができます。高年齢雇用継続基本給付金の額は、支給対象月ごとに、その月に支払われた賃金の額の低下率に応じて一定の方法により算定されます」
- II 「Aさんが65歳でX社を退職して再就職をしない場合、原則として、退職日の翌日から（② : 20）日以内に所定の手続を行うことにより、退職日の翌日から最長で（③ : 2）年間、全国健康保険協会管掌健康保険に任意継続被保険者として加入することができます。なお、Aさんが任意継続被保険者として加入した場合の保険料は、Aさんが全額を負担することになります」

【第2問】《問4》▶解答 ①× ②○ ③○

- ①不適切。一般に、ROE（自己資本利益率）の数値が高いほうが経営の効率性が高い（収益力が高い）と判断されます。

$ROE = \text{当期純利益} \div \text{自己資本} \times 100$

【X社のROE】 $245,000 \div 2,100,000 \times 100 = 11.66\cdots\%$

【Y社のROE】 $230,000 \div 2,700,000 \times 100 = 8.51\cdots\%$

※比較できれば良いので、0を同じ数だけ取って計算してもかまいません。

Y社のほうがX社よりも低くなっています。

- ②適切。当期純利益のうち配当金が占める割合を配当性向といいます。一般に、配当性向が高いほど、株主への利益還元の度合いが高いと考えることができます。

$$\text{配当性向 (\%)} = \text{配当金支払総額} \div \text{当期純利益} \times 100$$

$$\text{【X社の配当性向】} 220 \times 350 \text{百万円} \div 245,000 \text{百万円} \times 100 = 31.42 \dots \%$$

$$\text{【Y社の配当性向】} 150 \times 460 \text{百万円} \div 230,000 \text{百万円} \times 100 = 30\%$$

※単位を百万円に揃えてあります。

X社のほうがY社よりも高くなっています。

- ③適切。PERやPBR等が低い銘柄など、企業の業績や財務内容等からみて株価が割安と判断される銘柄に投資する手法は、一般に、バリュート投資と呼ばれます。

**【第2問】《問5》▶解答 ①× ②○ ③×**

- ①不適切。NISAの年間投資枠は、成長投資枠が240万円、つみたて投資枠が120万円（併用可能で、合わせて360万円）です。NISAの非課税枠には、購入手数料や消費税は入りません。
- ②適切。「成長投資枠」や「つみたて投資枠」の年間投資枠のうち、ある年に未使用となった分を翌年の年間投資枠に繰り越して使用することはできません。
- ③不適切。NISA口座で保有する上場株式の配当金を非課税とするためには、配当金の受取方法として株式数比例配分を選択する必要があります。

**【第2問】《問6》▶解答 ①0.43 (%) ②0.64 (%)**

- ①Z社債を償還まで保有した場合の最終利回り（年率・単利）

表面利率0.9%、残存期間5年の利付債券を額面100円につき102.30円で買い付け、100円で償還された場合の最終利回りを求めます。（小数点以下第3位を四捨五入）

$$\text{最終利回り (\%)} = \frac{\text{表面利率} + \frac{\text{額面金額} - \text{購入価格}}{\text{残存期間}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

$$\text{I} \quad (\text{額面金額} - \text{購入価格}) \div \text{残存期間} = (100 - 102.3) \div 5 = -0.46$$

$$\text{II} \quad \text{表面利率} + (-0.46) = 0.9 - 0.46 = 0.44$$

$$\text{III} \quad \text{II} \div \text{購入価格} \times 100 (\%) = 0.44 \div 102.3 \times 100 = 0.4301 \div 0.43\%$$

- ②Z社債を2年後に額面100円当たり101.80円で売却した場合の所有期間利回り（年率・単利）

表面利率0.9%の利付債券を、額面100円当たり102.30円で購入し、2年後に101.80円で売却した場合の所有期間利回りを求める。（小数点以下第3位を四捨五入）

$$\text{所有期間利回り (\%)} = \frac{\text{表面利率} + \frac{\text{売却価格} - \text{購入価格}}{\text{所有期間}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

$$I \quad (\text{売却価格} - \text{購入価格}) \div \text{所有期間} = (101.80 - 102.30) \div 2 = -0.25$$

$$II \quad \text{表面利率} + I = 0.9 + (-0.25) = 0.9 - 0.25 = 0.65$$

$$III \quad II \div \text{購入価格} \times 100 (\%) = 0.65 \div 102.30 \times 100 = 0.6353 \approx 0.64\%$$

**【第3問】《問7》▶解答 ①70 ②37 ③1,990 ④230**

退職所得の金額は「(退職に係る収入金額－退職所得控除額)×1/2」で計算します。退職所得控除額は、勤続年数が20年以下の期間は1年当たり40万円、20年超の期間は1年当たり70万円で計算します。

①Aさんの勤続年数は36年5カ月ですので20年超の控除額の計算式を使います。

$$800 \text{万円} + \text{①}70 \text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{年})$$

②Aさんの勤続年数は36年5カ月ですので、1年未満の端数を切り上げて37年で計算します。

$$800 \text{万円} + \text{①}70 \text{万円} \times (\text{②勤続年数} 37 \text{年} - 20 \text{年})$$

③退職所得控除額を計算します。

$$800 \text{万円} + 70 \text{万円} \times (37 \text{年} - 20 \text{年}) = 800 \text{万円} + 1,190 \text{万円} = \text{③}1,990 \text{万円}$$

④退職金の額は2,450万円、退職控除額は1,990万円ですので、Aさんの退職所得の金額は、

$$(2,450 \text{万円} - 1,990 \text{万円}) \times 1/2 = 230 \text{万円}$$

**【第3問】《問8》▶解答 ①× ②○ ③×**

①不適切。Aさんは白色申告者のため、この控除を受けることはできません。純損失の繰越控除は青色申告の特典であり、事業所得や不動産所得などで損失(赤字)が出た場合、その損失額を翌年以後3年間にわたり繰り越し、各年の所得金額から控除することができます。しかし、Aさんは白色申告を行っているため、この繰越控除の適用はありません。なお、不動産所得の損失は他の所得と損益通算できます。

②適切。納税者自身、または納税者と生計を一にする配偶者や親族のために納税者が負担した社会保険料は、全額が社会保険料控除の対象になります。したがって、Aさんが長女Cさんの国民年金保険料を支払った場合、その支払った額はAさんの社会保険料控除に含まれます。

③不適切。長女Cさんは特定扶養控除の対象となるため控除額は63万円です。

**【第3問】《問9》▶解答 ①700(万円) ②680(万円)**

①給与と所得の金額は、「収入金額－給与所得控除額」を用いて算出します。また、Aさんには23歳未満の扶養親族がいて、給与収入が850万円を超えているため、所得金額調整控除(子ども等)の適用も必要です(給与所得から控除)。Aさんの給与収入は900万円、給与所得控除額は195万円です。所得金額調整控除額(子

ども等)は、次の式で計算します。

(給与収入金額－850万円)×10% (上限15万円)

これにより、

所得金額調整控除額＝(900万円－850万円)×10%＝5万円

したがって、給与所得は、給与収入から上記2つの控除額を差し引いて計算されます。

給与所得＝900万円－195万円－5万円＝700万円

- ②Aさんの2026年分の所得は、給与所得、不動産所得、一時所得、退職所得の4つです。

【給与収入→給与所得】①で計算した通り、給与所得は700万円です。

【不動産所得】不動産所得では、損失が▲40万円となっていますが、土地購入のためにかかった借入金の利子10万円は損益通算に含められないため、損益通算可能な損失は▲30万円となります。

【解約返戻金→一時所得】一時所得は以下の計算式で求められます。

一時所得＝総収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控除額(最高50万円)

解約返戻金500万円が収入金額に、正味払込保険料430万円が支出金額に該当します。

500万円－430万円－50万円＝20万円

一時所得の2分の1を総所得金額へ算入しますから、

20万円×1/2＝10万円

【退職金→退職所得】退職所得は分離課税扱いで、総所得金額には含まれません。

総所得金額は、

給与所得700万円＋不動産所得▲30万円＋一時所得10万円＝680万円

#### 【第4問】《問10》▶解答 ①480 (㎡) ②1,800 (㎡)

- ①建築面積の上限は「敷地面積×建蔽率」の式で算出します。

指定建蔽率は60%ですが、建築基準法の規定により以下の条件を満たす敷地では建蔽率の緩和を受けられます。

- 1) 防火地域(建蔽率の上限80%の地域を除く)内にある耐火建築物、および耐火建築物と同等以上の延焼防止性能の建築物→プラス10%
- 2) 準防火地域内に建築する耐火建築物、準耐火建築物およびこれらの建築物と同等以上の延焼防止性能の建築物→プラス10%

甲土地は準防火地域であり、耐火建築物を建築するので10%の緩和を受けられます。また、特定行政庁が指定する角地なのでさらに10%の緩和を受けられます。つまり、敷地面積に乗じる建蔽率は「60%＋10%＋10%＝80%」

となります。

敷地面積が600㎡なので、建築面積の最高限度は、 $600\text{㎡} \times 80\% = 480\text{㎡}$

②建物の延べ面積の限度は「敷地面積×容積率」の式で算出します。前面道路幅員による制限があり、その敷地の前面道路の幅員が12m未満の場合は、容積率には、次の2つのうち低いほうが適用されます。

- ・都市計画の指定容積率
- ・前面道路の幅×法定乗数

なお、複数の道路に面している土地の場合は幅が最も広い道路が前面道路となります。

本問の対象地は、指定容積率が300%、前面道路の幅×法定乗数が「 $8\text{m} \times 0.4 = 3.2 = 320\%$ 」なので、容積率は2つを比べて小さい300%となります。

敷地面積が600㎡なので、延べ面積（床面積の合計）の最高限度は、 $600\text{㎡} \times 300\% = 1,800\text{㎡}$

【第4問】《問11》▶解答 ①× ②× ③○

- ①不適切。「2カ月」が誤りです。専任媒介契約の有効期間は最大で3カ月です。それ以上の期間を設定した場合、3カ月を超える部分は無効となり、実質的には3カ月の契約として扱われます。
- ②不適切。「10%」が誤りです。譲渡した土地の取得費が不明な場合や、実際の取得費が譲渡金額の5%より少ない場合は、譲渡収入の5%相当額を概算取得費として譲渡所得計算に使用することができます。
- ③適切。相続税の取得費加算の特例は、相続や遺贈で取得した財産を、相続の申告期限から3年以内（相続開始から原則として3年10カ月以内）に譲渡した場合、その財産に対する相続税額の一部を取得費に加算できる制度です。

【第4問】《問12》▶解答 ①○ ②× ③×

- ①適切。建設協力金方式は、土地所有者が入居予定のテナント（事業者）から借り受けた建設協力金を元に、建物を建設する仕組みです。完成した建物は土地所有者の名義で所有され、テナント（事業者）に貸し出されます。賃貸契約期間中、テナントから支払われる賃料の一部は、建設協力金の返済に充てられます。
- ②不適切。建設協力金方式では、完成した建物は土地所有者Aさんの名義になります。このため、建物の固定資産税はAさんが納める義務があります。
- ③不適切。貸宅地ではありません。建設協力金方式では、土地と建物は土地所有者の名義のままで、建物を賃貸します。土地所有者が自身の土地に賃貸用の建物を建設するため、その土地は「貸家建付地」として評価され、建物は貸家として評価されます。

【第5問】《問13》▶解答 ①ホ ②ロ ③リ ④チ

- I. 「円滑な遺産分割を行うため、遺言書の作成をお勧めします。Aさんが自筆証書遺言を作成する場合、(①：法務局)における保管制度を活用することで、遺言書の紛失等を防ぐことができます」
- II. 「長男CさんがX社本社建物とその敷地を相続により取得し、当該敷地(相続税評価額8,000万円)について、特定同族会社事業用宅地等として限度面積まで『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、相続税の課税価格に算入すべき当該敷地の価額は(②：2,880)万円となります。なお、自宅敷地とX社本社敷地について、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けようとする場合、(③：それぞれの宅地の適用対象の限度面積まで適用を受けることができます)」
- III. 「長女DさんはAさんの相続開始前に死亡しているため、孫EさんはAさんの相続において代襲相続人となります。孫Eさんが相続によりAさんの財産を取得した場合、相続税額の2割加算の対象と(④：なりません)」

- ①自筆証書遺言書保管制度は、自筆証書遺言を法務局に安全に保管するための仕組みです。通常、自筆証書遺言は改ざんや偽造のリスクがあるため、相続発生後、遺言書を保管している人や発見した人は、家庭裁判所に対して検認を申請する必要があります。しかし、この保管制度を利用して保存された遺言書については、偽造や改ざんのリスクがないため、検認手続きは不要です。
- ②小規模宅地等の評価減の特例では、特定同族会社が所有する事業用宅地に該当する場合、評価減の適用限度面積は400㎡、減額率は80%です。500㎡の土地のうち、400㎡部分が評価減の対象となり、その金額は次のように計算できます。
- ・減額される金額＝宅地の評価額×限度面積/総面積×減額割合
  - ・減額＝8,000万円×400㎡/500㎡×80%＝5,120万円
  - ・課税対象額＝8,000万円－5,120万円＝2,880万円
- ③もし自宅の土地と事業用の土地を両方相続した場合、自宅の敷地は「特定居住用宅地」として、事業用地は「特定(同族会社)事業用宅地」として、それぞれ別々に適用されます。居住用の適用面積は最大330㎡、事業用の適用面積は最大400㎡で、合わせて730㎡まで評価減の特例を受けることができます。
- ④相続税の2割加算が適用されるのは、被相続人の配偶者・父母・子以外の相続人です。孫は通常2親等の関係にあるため、2割加算の対象となりますが、代襲相続人として相続する孫は、元々相続人であった子の立場を引き継ぐため、2割加算の対象外となります。

**【第5問】《問14》▶解答 ①○ ②○ ③×**

- ①適切。この特例を2026年3月31日までに受けた場合、直系尊属から受けた教育資金について、1,500万円までの贈与額が非課税となります。ただし、本特例は2026年3月31日をもって終了しています。
- ②適切。非課税枠1,500万円のうち、学校等以外のものへの支出（学習塾、習い事、通学定期代など）は、非課税枠が500万円に制限されます。
- ③不適切。本特例は2026年3月31日をもって終了することが、2026年度税制改正により決定されました。2026年4月1日以降の拠出分については、通常の贈与税の取扱いが適用されます。ただし、FPとして必要な基礎知識であるため、本特例の概要は理解しておきましょう。

**【第5問】《問15》▶解答 ①4,800（万円） ②1,025（万円） ③4,950（万円）**

- ①遺産に係る基礎控除額は「3,000万円+600万円×法定相続人の数」で計算します。法定相続人は妻Bさん・長男Cさん・（長女Dさんを代襲相続する）孫Eさんの3人なので、3,000万円+600万円×3人=4,800万円です。
- ②相続税額の総額は、課税遺産総額を民法に定める法定相続分に従って取得したもものとして、各相続人ごとに相続税額を算出し、それを合算して求めます。法定相続人は、妻Bさん・長男Cさん・孫Eさんの3人であり、それぞれの法定相続分は次のとおりです。
- ・妻Bさん…1/2
  - ・長男Cさん… $1/2 \times 1/2 = 1/4$
  - ・孫Eさん… $1/2 \times 1/2 = 1/4$
- まず、課税遺産総額2億3,000万円を法定相続分で各人に分配します。
- ・妻Bさん…2億3,000万円×1/2=1億1,500万円
  - ・長男Cさん…2億3,000万円×1/4=5,750万円
  - ・孫Eさん…2億3,000万円×1/4=5,750万円
- 次に速算表を利用して、各人ごとの相続税額を算出します。
- ・妻Bさん…1億1,500万円×40%−1,700万円=2,900万円
  - ・長男Cさん…5,750万円×30%−700万円=1,025万円
  - ・孫Eさん…5,750万円×30%−700万円=1,025万円
- 孫Eさんの法定相続分から算出される相続税額は1,025万円になります。
- ③全員の算出税額を合算した金額が相続税の総額になります。
- 2,900万円+1,025万円+1,025万円=4,950万円

【第1問】《問1》▶解答 ①847,300 ②1,328,544 ③49,806 ④1,802,050

1. 老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入）（①：847,300）円

20歳から60歳までの40年間（480月）の保険料をすべて納めると、満額の老齢基礎年金となります。厚生年金保険料を納付すれば、国民年金保険料も納付したものとみなされます。Aさんの保険料納付済月数は、480月です。

$$847,300 \text{円} \times 480 \text{月} \div 480 \text{月} = 847,300 \text{円}$$

2. 老齢厚生年金の年金額

(1) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）（②：1,328,544）円

i) 報酬比例部分の額 = ① + ②

① 2003年3月以前の期間分…厚生年金被保険者期間が84月で、平均標準報酬額は26万円です。

$$260,000 \text{円} \times 7.125 \div 1,000 \times 84 \text{月} = 155,610 \text{円}$$

② 2003年4月以後の期間分…厚生年金被保険者期間が428月で、平均標準報酬額は50万円です。

$$500,000 \text{円} \times 5.481 \div 1,000 \times 428 \text{月} = 1,172,934 \text{円}$$

$$\text{②報酬比例部分の額} = \text{①} + \text{②} = 155,610 \text{円} + 1,172,934 \text{円} = 1,328,544 \text{円}$$

(2) 経過的加算額（円未満四捨五入）（③：49,806）円

ii) 経過的加算額 = 1,766円 × 被保険者期間の月数 - 847,300円 × (1961年以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数 / 480)

被保険者期間の月数は、84月 + 428月 = 512月なので、上限の480月で計算します。「1961年以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数」は、60歳から65歳までの5年分（60月）を引き、512月 - 60月 = 452月となります。

$$\text{③} 1,766 \text{円} \times 480 \text{月} - 847,300 \text{円} \times 452 \text{月} \div 480 \text{月} = 847,680 \text{円} - 797,874.16 \cdots \text{円} \\ = 49,806 \text{円} \text{（円未満四捨五入）}$$

※途中式ではなく計算結果を四捨五入します。

(3) 基本年金額（上記「(1) + (2)」）□□□円 = 1,328,544円 + 49,806円 = 1,378,350円

(4) 加給年金額（要件を満たしている場合のみ加算すること）

加給年金は、厚生年金の被保険者期間が20年（240月）以上で、65歳未満の配偶者（年収850万円未満で、厚生年金の被保険者期間20年以上の老齢厚生年金等を受給していないこと）がいる場合に加算されます。妻BさんはAさんより年下のため、Aさんが65歳に到達した時点では妻Bさんは65歳未満となり、加給年金の支給対象となります（ただし、妻Bさんが65歳に達すると加給年金の

支給は終了します)。

(5) 老齢厚生年金の年金額 (④ : 1,802,050) 円

$$\begin{aligned} \text{④老齢厚生年金の年金額} &= \text{基本年金額} + \text{加給年金額} = 1,378,350 \text{円} + 423,700 \\ &= 1,802,050 \text{円} \end{aligned}$$

【第1問】《問2》▶解答 ①○ ②× ③×

- ①適切。特別支給の老齢厚生年金は、男性で1961年4月2日以降、女性で1966年4月2日以降（男性より5年遅れ）の人には支給されません。Aさんは1974年12月18日生まれ、妻Bさんは1977年7月8日生まれなので、ともに支給はありません。原則として、65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金を受給することになります。
- ②不適切。付加年金は、国民年金の第1号被保険者や任意加入被保険者の制度です。1カ月400円の付加保険料を納付することで、老齢基礎年金に「200円×付加保険料納付済月数」が上乗せされます。妻Bさんは国民年金の第3号被保険者ですので、付加年金を納付することはできません。
- ③不適切。年金の繰下げは1カ月あたり0.7%増加します。Aさんが68歳0カ月で老齢基礎年金の繰下げ支給をすると、3年（36月）繰り下げることになるため、増額率は、 $0.7\% \times 36 \text{月} = 25.2\%$ となります。

【第1問】《問3》▶解答 ①チ ②へ ③ロ

- I 「本制度は、国民年金の第1号被保険者で大学等の所定の学校に在籍する学生について、(① : 学生本人) の前年所得が一定額以下の場合、所定の申請に基づき、国民年金の保険料の納付を猶予する制度です」
- II 「本制度の適用を受けた期間の保険料は追納することができますが、追納できるのは、追納が承認された月の前 (② : 10) 年以内の期間に係るものに限られます。なお、本制度の適用を受けた期間の翌年度から起算して (③ : 3) 年度目以降に保険料を追納する場合、適用を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます」

【第2問】《問4》▶解答 ①240 ②2,500

「生命保険の見直しをするにあたって、現時点での必要保障額を算出し、準備すべき死亡保障の額を把握しましょう。下記の〈算式〉および〈条件〉を参考にすれば、Aさんが現時点で死亡した場合の必要保障額は (① : 240) 万円となります。Aさんが現時点で死亡（不慮の事故や所定の感染症以外）した場合、定期保険特約付終身保険から妻Bさんに支払われる死亡保険金額は (② : 2,500) 万

円となります。他方、Aさんが不慮の事故で180日以内に死亡した場合の死亡保険金額は□□□万円となります」

①必要保障額とは、世帯主が死亡したときに遺族に必要なとなる金額のことです。

必要保障額＝死亡後の総支出－総収入

〈条件〉より、死亡後の総支出と総収入を算出します。

●総支出

[1][2] 妻Bさんの生活費  $35\text{万円} \times 50\% \times 12\text{カ月} \times 34\text{年} = 7,140\text{万円}$

[3] 死亡整理金、緊急予備資金 = 500万円

[4] 住宅ローンは、団体信用生命保険の死亡保険金で弁済されるため0円。

総支出 =  $7,140\text{万円} + 500\text{万円} = 7,640\text{万円}$

〈総収入〉

[5] 死亡退職金見込額とその他金融資産の合計額 = 2,500万円

[6] 妻Bさんが受け取る公的年金等の総額 = 4,900万円

[7] 現在加入している生命保険の死亡保険金額は考慮しない。

総収入 =  $2,500\text{万円} + 4,900\text{万円} = 7,400\text{万円}$

必要保障額 = 総支出  $7,640\text{万円}$  - 総収入  $7,400\text{万円} = 240\text{万円}$

②保険金・給付金

●支払われる保険金・給付金

・ 終身保険 200万円

・ 定期保険特約 2,000万円

・ 特定疾病保障定期保険特約 300万円

合計 =  $200\text{万円} + 2,000\text{万円} + 300\text{万円} = 2,500\text{万円}$

●支払われない保険金・給付金

・ 傷害特約、災害割増特約、入院特約、生活習慣病入院特約、リビング・ニーズ特約は、本問の設定では支払われません。

【第2問】《問5》▶解答 ①リ ②へ ③ハ ④イ

I 「公的介護保険の被保険者が、当該制度から保険給付を受けるためには、(①：市町村(特別区を含む))から要介護認定または要支援認定を受ける必要があります。ただし、Aさんのように40歳以上(②：65)歳未満の第2号被保険者については、要介護状態または要支援状態となった原因が、末期がん、脳血管疾患などの加齢に伴う特定疾病によって生じたものでなければ保険給付は受けられません」

II 「要介護認定を受けた被保険者は介護給付を受けることができ、要支援認定を受けた被保険者は予防給付を受けることができます。ただし、介護給付の施

設サービスのうち、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を新たに利用することができる要介護被保険者は、原則として、要介護状態区分が（③：3）以上の者に限られています」

- Ⅲ 「公的介護保険の保険給付を受ける者は、原則として、費用（食費、居住費等を除く）の（④：1）割を事業者に支払うことになります。ただし、第1号被保険者のうち、一定額以上の所得を有する者については、自己負担割合が□□割または□□□割となります」

**【第2問】《問6》▶解答 ①○ ②○ ③×**

- ①適切。公的介護保険の給付は、主に訪問介護や通所介護（デイサービス）などの現物給付による介護サービスで、費用のうち原則1割が自己負担となります。介護に伴う経済的な支出を補うため、民間の介護保険に新規加入することで、一定額の介護年金や介護一時金の保障を準備することは検討に値します。
- ②適切。終身医療保険は、保障内容を変更しなければ、主契約の保険料は保険期間の途中で上がることはありません。終身保険は、契約年齢が若いほうが月々の保険料負担が少なくなりますから、高齢期に備えての見直しは検討に値します。
- ③不適切。契約転換制度は、現在の保険の責任準備金と積立配当金を「転換（下取り）価格」として、新しい契約の一部に充てる方法です。契約転換には医師の診査・告知が必要となります。

**【第3問】《問7》▶解答 ①1,290（万円） ②1,855（万円）**

- ①勤続年数退職所得控除額（勤続年数に依る）

20年以下の場合…40万円×勤続年数

20年超の場合…800万円+70万円×（勤続年数-20年）

Aさんの勤続年数は26年2カ月ですが、1年未満の期間は切り上げて27年として計算します。「20年超の場合」の控除額を計算します。

800万円+70万円×（27年-20年）=1,290万円

- ②退職所得の金額は、次の計算式で求めます。

（退職に係る収入金額-退職所得控除額）×1/2

今回、退職金は5,000万円なので、以下の計算になります。

（5,000万円-1,290万円）×1/2=1,855万円

**【第3問】《問8》▶解答 ①○ ②× ③×**

- ①適切。法人が受け取る保険金の用途には制限がありません。会社を存続するための事業資金として活用することができます。
- ②不適切。保険金は、保険金額と保険料積立金額（=払込保険料総額）との差益を

「雑収入」として益金に計上する必要があります。

③不適切。契約者貸付は、「解約返戻金の一定範囲内（通常70～90%）」でお金を借りることができる制度です。「既払込保険料相当額が限度」ではありません。

**【第3問】《問9》▶解答 ①へ ②リ ③イ ④ト**

「法人を契約者（＝保険料負担者）および死亡保険金受取人とし、役員または従業員を被保険者とする保険期間が3年以上の定期保険で、最高解約返戻率が（①：50）%を超えるものの支払保険料の経理処理については、最高解約返戻率が『（①：50）%超70%以下』『70%超（②：85）%以下』『（②：85）%超』となる場合の3つの区分に応じて取り扱います。

〈資料〉の定期保険の最高解約返戻率は『70%超（②：85）%以下』であるため、保険期間開始日から保険期間の（③：4）割に相当する期間を経過する日までは、当期分支払保険料の（④：60）%相当額を前払保険料として資産に計上し、残額は損金の額に算入します。（③：4）割に相当する期間経過後は、当期分支払保険料の全額を損金の額に算入するとともに、資産に計上した金額については、保険期間の7.5割に相当する期間経過後から保険期間終了日までにおいて均等に取り崩し、損金の額に算入します。

2019年7月8日以後の契約にかかる、保険期間3年以上で最高解約返戻金率が50%を超える定期保険・第三分野の保険の保険料については、最高解約返戻率が「50%超70%以下」、「70%超85%以下」、「85%超」の3区分によって経理処理が異なります。本問にある「70%超85%以下」の保険の経理処理は上記の通りとなっています。

**【第4問】《問10》▶解答 ①ハ ②チ ③ロ**

「住宅ローンを利用して新築住宅を取得等し、2026年中に居住した場合、所定の要件を満たせば、居住の用に供した年分以後、最大で（①：13）年間、本控除の適用を受けることができます。控除額の計算上、住宅ローンの年末残高には、限度額が設けられています。Aさんのように認定長期優良住宅に該当する新築住宅を取得し、2026年中に居住した場合の年末残高の限度額は（②：4,500）万円です。

Aさんの場合、住宅ローンの年末残高は（②：4,500）万円よりも少ないため、住宅ローンの年末残高に控除率を乗じて得た金額を、所得税額から控除することができます。また、仮に、当該控除額がその年分の所得税額から控除しきれない場合は、その控除しきれない残額は、一定額を限度として、翌年度分の住民税額から控除されます。なお、本控除の適用を受けるための要件には、『住宅ローン

【第4問】《問11》▶解答 ①○ ②○ ③×

- ①適切。住宅取得等資金の贈与特例を利用する場合の非課税限度額は、省エネ等住宅(断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上の住宅や、認定長期優良住宅など)であれば1,000万円、それ以外の住宅では500万円です。設例では、マンションが認定長期優良住宅に該当すると記載されているため、非課税限度額は1,000万円となります。この結果、父親からの800万円の資金援助金額が非課税となります。
- ②適切。給与所得者であっても、住宅ローン控除を受ける初年度には確定申告が必要です。2年目以降については、勤務先へ必要な書類を提出することで年末調整により控除が適用されます。
- ③不適切。住宅ローン控除を受けていた人が転勤などでその住宅に居住しなくなった場合、通常は控除の適用が停止されます。しかし、単身赴任の場合などで配偶者や扶養親族がその住宅に住み続け、後に本人が住宅に戻る見込みがあると認められる場合には、控除の適用が継続される可能性があります。

【第4問】《問12》▶解答 ①6,280,000 ②380,000 ③630,000 ④134,400

- ①Aさんの所得は給与収入のみのため、総所得金額はそのまま給与所得金額と一致します。給与所得金額は「収入金額－給与所得控除額」で計算されます。給与収入額820万円の控除額は「収入金額×10%＋110万円」です。
- 給与所得控除額：820万円×10%＋110万円＝192万円  
給与所得金額：820万円－192万円＝628万円
- ②配偶者控除は、合計所得金額が62万円以下で、かつ事業専従者としての給与を受け取っていない配偶者を持つ場合に適用されます。また、納税者自身の合計所得金額が1,000万円以下である必要があります。Bさん(妻)のパート収入は90万円ですが、給与所得控除後は「90万円－74万円＝16万円」となり、所得要件を満たしています。Aさんの合計所得金額は900万円以下で、妻Bさんが70歳未満なので、控除額は38万円です。
- ③扶養控除は、納税者と同じ生計で生活しており、年末時点で16歳以上かつ所得が62万円以下の親族に適用されます。「長男Cさんは特定扶養親族の条件を満たしているものとする」とあるので、特定扶養親族の控除額63万円が適用されます。
- ④住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)は、住宅ローンの年末残高(限度額あり)に対して0.7%を掛けて計算します。
- 1,920万円×0.7%＝134,400円

【第5問】《問13》▶解答 ①4,800 ②7,470 ③13,110

①遺産に係る基礎控除額は「3,000万円+600万円×法定相続人の数」で算出します。

法定相続人は妻Bさん・長男C・長女Dさんの3人なので、

$$3,000万円+600万円\times 3人=4,800万円$$

②まず課税遺産総額を求める必要があります。課税遺産総額は「相続税の課税価格の合計額-基礎控除額」で計算するので、課税遺産総額は以下の金額です。

$$5億円-4,800万円=4億5,200万円$$

この金額を法定相続分に従って各相続人に配分します。法定相続人は妻Bさん・長男Cさん・長女Dさんの3人で、それぞれの法定相続分は次のとおりです。

- ・妻Bさん…1/2
- ・長男Cさん…1/4
- ・長女Dさん…1/4

まず、課税遺産総額4億5,200万円を法定相続分で各人に分配します。

- ・妻Bさん…4億5,200万円 $\times$ 1/2=2億2,600万円
- ・長男Cさん…4億5,200万円 $\times$ 1/4=1億1,300万円
- ・長女Dさん…4億5,200万円 $\times$ 1/4=1億1,300万円

次に速算表を利用して、各人ごとの相続税額を算出します。

- ・妻Bさん…2億2,600万円 $\times$ 45%-2,700万円=7,470万円
- ・長男Cさん…1億1,300万円 $\times$ 40%-1,700万円=2,820万円
- ・長女Dさん…1億1,300万円 $\times$ 40%-1,700万円=2,820万円

妻Bさんの法定相続分から算出される相続税額は7,470万円になります。

③全員の算出税額を合算した金額が相続税の総額になります。

$$7,470万円+2,820万円+2,820万円=13,110万円$$

【第5問】《問14》▶解答 ①ハ ②ホ ③リ ④ヌ

I. 「X社株式の価額の1つである類似業種比準価額は、類似業種の株価ならびに1株当たりの配当金額、1株当たりの(①:利益金額)、1株当たりの純資産価額の3つの比準要素を基に計算されます。Aさんへの役員退職金の支給は、1株当たりの(①:利益金額)および純資産価額を引き下げるため、X社の株価は下がります」

II. 『「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受けるためには、特例承継計画を策定して(②:都道府県知事)に提出し、その確認を受ける必要があります。長男CさんがAさんからX社株式の贈与を受け、本特例の適用を受けた場合、原則として、Aさんの死亡時まで本特例の対象となるX社株式の贈与に係る贈与税額の(③:全額)の納税が猶予されます。A

さんが死亡した場合、本特例の適用を受けたX社株式は、(④：贈与時)の価額により相続税の課税価格に算入されますが、所定の要件を満たせば、『非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例』の適用を受けることができます」

**【第5問】《問15》▶解答 ①× ②× ③○**

- ①不適切。公正証書遺言は、作成時に2名以上の証人の立会いが必要ですが、推定相続人や受遺者（遺言で財産を受け取る予定の人）、その受遺者の配偶者・直系血族は証人になれません。長男Cさんは推定相続人なので、公正証書遺言の証人になることはできません。
- ②不適切。相続人が配偶者と子の場合、遺留分全体の額は遺留分算定基礎財産の2分の1に当たる「7億円 $\times$ 1/2=3億5,000万円」です。これに各人の法定相続分を乗じた額が、各人の遺留分の額となります。長女Dさんの法定相続分は1/4なので、長女Dさんの遺留分の額は「3億5,000万円 $\times$ 1/4=8,750万円」です。
- ③適切。特定居住用宅地等を被相続人の配偶者が取得する場合、無条件で「小規模宅地等の評価減の特例」の適用を受けることができます。

(問1) ▶解答 (ア)○ (イ)○ (ウ)× (エ)×

(ア) 適切。社会保険労務士資格を有していないFPでも、社会保険制度や公的年金の一般的な説明をすることはできます。

(イ) 適切。弁護士資格を持たないFPでも、債務整理に関する一般的な内容について説明をすることはできます。

(ウ) 不適切。税理士の登録を受けていないFPは、無償であっても、相談者の具体的な税額の計算や税務申告書を作成することは禁じられています。

(エ) 不適切。弁護士または司法書士の登録を受けていないFPは、無償であっても、不動産の権利に関する登記申請書類の作成や申請の代理を行うことは禁じられています。

(問2) ▶解答 4

他人の著作物を個人的、家庭内等の限られた範囲内で使用するためにする複製については著作権者の許諾は不要です。

(問3) ▶解答 2

50万口分の解約時の売却総額から購入時の支払総額を引いて求めます。

- ・購入時の商品代金… $50 \times 8,950 = 447,500$ 円
- ・購入時手数料… $447,500 \times 0.02 = 8,950$ 円
- ・購入時消費税… $8,950 \times 0.1 = 895$ 円
- ①購入時の支払総額… $447,500 + 8,950 + 895 = 457,345$ 円
- ・売却時の商品代金… $50 \times 10,780 = 539,000$ 円
- ・信託財産留保額… $539,000 \times 0.001 = 539$ 円

※信託財産留保額は、投資信託を解約（中途換金）する際に支払う費用。0.1%なので、0.001で計算する。

- ②解約時の売却総額… $539,000 - 539 = 538,461$ 円
- 譲渡所得の金額…②－①＝ $538,461 - 457,345 = 81,116$ 円

(問4) ▶解答 1

追加型の株式投資信託で、収益分配後の基準価額が収益分配前の個別元本（手数料を除く平均購入価格）を下回る部分の分配金は、普通分配金ではなく元本払戻金（特別分配金）として非課税になります。松尾さんの収益分配前の個別元本は18,540円で、収益分配後の基準価額が18,320円ですから、差額220円が元本払戻金（特別分配金）です。収益分配金は350円なので、 $350円 - 220円 = 130円$ が普通分

配金となります。また、収益分配後の個別元本は、収益分配後の基準価額と同じ18,320円です。

(問5) ▶解答 4

- ・配当性向は、(ア：36.63) %である。
- ・PER (株価収益率) は、(イ：11.24) 倍である。

(ア) 配当性向は、当期純利益のうち配当金が占める割合のことです。配当金額が一定の場合、当期純利益が増えると配当性向は低くなります。

$$\text{配当性向} = 1 \text{株当たり配当金} \div 1 \text{株当たり純利益} \times 100$$

$$163 \div 445 \times 100 = 36.629 \rightarrow 36.63\% \text{ (小数点以下第3位を四捨五入)}$$

(イ) PER (株価収益率) は、株価が1株当たり純利益 (EPS) の何倍かを示す指標です。一般に、PERが高いほど株価は割高、PERが低いほど株価は割安だといえます。

$$\text{PER} = \text{株価} \div 1 \text{株当たり純利益}$$

$$5000 \div 445 = 11.2359 \rightarrow 11.24 \text{倍 (小数点以下第3位を四捨五入)}$$

(問6) ▶解答 (ア) 2 (イ) 6 (ウ) 7 (エ) 1

種類	変動10年	固定5年	固定3年
利払い	(ア：半年ごと (年2回))		
金利設定方法	基準金利×(イ：0.06)	基準金利-0.05%	基準金利-0.03%
金利の下限	0.05% (年率)		
購入単価 (販売価格)	1万円以上1万円単位		
中途換金	原則として発行後1年経過すれば可能。ただし、直前(ウ：2)回分の各利子(税引前)相当額×0.79685が差し引かれる。		
発行頻度	(エ：毎月 (年12回))		

(問7) ▶解答 210 (㎡)

建築面積の上限は「敷地面積×建蔽率」という式で計算します。この問題では、対象の土地が幅4m未満の2項道路に面しているため、セットバックが必要となります。

道路の中心線から甲土地までは3÷2=1.5mです。しかし、セットバックの結果、道路の中心線から甲・乙それぞれの側に向かって2m後退したラインが道路と敷地の境界とみなされます。中心線から甲土地に対してセットバックの2mを考慮すると、2-1.5=0.5m、甲土地の縦幅が小さくなります。

$$\text{よって、甲土地の有効敷地面積は} \text{「} 20\text{m} \times (18\text{m} - 0.5\text{m}) = 20\text{m} \times 17.5\text{m} = 350\text{m}^2 \text{」}$$

となります。建築面積の上限を求める際には建蔽率の緩和条件を確認する必要がありますが、この土地は防火地域や角地指定には該当しないため、緩和は適用されません。

敷地面積が $350\text{m}^2$ 、指定建蔽率が60%なので、建築面積の上限は、 $350\text{m}^2 \times 60\% = 210\text{m}^2$

(問8) ▶解答 (ア) 1 (イ) 4 (ウ) 7 (エ) 6

小山さん：「マイホームを購入する予定です。固定資産税について、教えてください。」

牧村さん：「固定資産税は、毎年（ア：1月1日）現在の土地や家屋などの所有者に課される税金です。」

小山さん：「今、新築住宅には、固定資産税が軽減される制度があると聞きました。」

牧村さん：「新築住宅が一定の要件を満たす場合は、新築後の一定期間、一戸当たり $120\text{m}^2$ 相当分の固定資産税が（イ：2分の1）に減額されます。」

小山さん：「固定資産税には、住宅用地についての特例があるとも聞いています。」

牧村さん：「そのとおりです。一定の要件を満たす住宅が建っている住宅用地（小規模住宅用地）については、一戸当たり（ウ： $200\text{m}^2$ ）までの部分について、固定資産税の課税標準額が、固定資産税評価額の（エ：6分の1）になる特例があります。」

(問9) ▶解答 1

(ア) 譲渡所得は、「譲渡価額 - (取得費 + 譲渡費用)」という式で求められます。

譲渡価額：8,300万円、取得費：4,800万円、譲渡費用：290万円

設問に基づく以上の条件を計算式に当てはめると、

$8,300\text{万円} - (4,800\text{万円} + 290\text{万円}) = 3,210\text{万円}$

さらに「3,000万円特別控除」を適用することで、譲渡所得から3,000万円が差し引かれます。

$3,210\text{万円} - 3,000\text{万円} = 210\text{万円}$

(イ) 土地や建物の譲渡所得は、その譲渡年の1月1日時点での所有期間によって短期譲渡所得か長期譲渡所得に分類されます。所有期間が5年以下の場合は短期譲渡所得、5年を超える場合は長期譲渡所得となります。今回の設問では、取得日から5年後は2026年2月5日です。そのため、2026年1月1日時点では所有期間が5年以下であることが確認できます。従って、短期譲渡所得金額として扱われます。

（問10）▶解答 2

1. 不適切。マンションにおけるバルコニーやベランダは、階段や廊下と同様に共用部分として扱われます。これらは、非常時の避難通路を確保するためのスペースであるため、隣家との仕切り（パーティション）の前に物を置いたり、避難用ハッチの上に物を置いたりするなど、避難の妨げとなる行為は禁止されています。
2. 適切。マンションの専有部分の床面積について、登記簿上では内法面積が記載されます。一方、広告などでは建築基準法に基づく壁芯面積が使用されます。壁芯面積は、壁や柱の厚みの中心線で囲まれた面積であり、内法面積（壁の内側線で囲まれた面積）よりも大きくなります。
3. 不適切。マンションの購入者は区分所有者となるため、任意ではなく、自動的にマンションの管理組合に加入することになります。任意で構成員になるかどうかを選択することはできません。
4. 不適切。物件の購入前に行われた集会の決議や規約の設定は、区分所有者から売買などにより所有権を取得した買主にも効力を及ぼします。これは、売主が持っていた規約や集会決議に基づく権利と義務が買主に引き継がれるためです。

（問11）▶解答 1

表面利回りは、諸経費を考慮せず、年間収入を総投資額で割って算出されます。

$$\text{表面利回り} = (\text{年間収入} \div \text{投資金額}) \times 100$$

本問では、以下の通りとなります。

$$\text{表面利回り} = (13 \text{万円} \times 12 \text{カ月}) \div 3,000 \text{万円} \times 100 = 5.2\%$$

一方、実質利回りは年間収入合計から諸経費を引いた額を加味した純利益の利回りで、計算式は以下の通りです。

$$\text{実質利回り} = (\text{純収益} \div \text{投資金額}) \times 100$$

本問の資料では、収入は「想定賃料」、支出は「管理費等」「管理業務委託費」「火災保険料」「固定資産税」「修繕費」です。純収益は以下のように計算されます。

$$\text{純収益} = (13 \text{万円} \times 12 \text{カ月}) - (2 \text{万円} + 0.5 \text{万円}) \times 12 \text{カ月} - (15,000 \text{円} + 50,000 \text{円} + 30,000 \text{円}) = 156 \text{万円} - 30 \text{万円} - 9.5 \text{万円} = 116.5 \text{万円}$$

$$\text{実質利回り} = (116.5 \text{万円} \div 3,000 \text{万円}) \times 100 = 3.88\% \quad (\text{小数第3位で四捨五入})$$

（問12）▶解答 2

- ・「終身保険A、特定疾病保障保険Bともに払込期日までに保険料の払込みができなかった場合でも（ア：払込猶予）期間内に保険料を払い込めば、保険契約を継続させることができます。」
- ・「終身保険Aは（ア：払込猶予）期間内に保険料の払込みができなかった場合でも、（イ：自動振替貸付）によって解約返戻金の範囲内で保険会社が保険料

を立て替えることにより契約は継続します。」

- ・「特定疾病保障保険Bは（ア：払込猶予）期間内に保険料の払込みができなかった場合、保険契約は（ウ：失効）となります。ただし、（ウ：失効）となった場合でも保険会社が定める期間内に（エ：復活）の手続きを取り、保険会社の承諾を得て未払いの保険料と保険会社によっては利息を払い込むことで契約を有効に戻すことができます。」

(問13) ▶解答 (ア) 33 (イ) 580 (ウ) 1,900

- ・山岸さんが虫垂炎で8日間継続して入院し、その入院中に公的医療保険制度の対象となる所定の手術を1回受け、退院後にケガで公的医療保険制度の対象となる所定の手術を入院せずに1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ア：33）万円である。
- ・山岸さんが初めてがん（悪性新生物）と診断され、治療のため20日間継続して入院し、その入院中に公的医療保険制度の対象となる所定の手術を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（イ：580）万円である。
- ・山岸さんが余命6カ月以内と判断された場合、リビング・ニーズ特約の請求において指定できる最大金額は（ウ：1,900）万円である。なお、指定保険金額に対する6カ月分の利息と保険料相当額は考慮しないものとする。

(ア)・虫垂炎で8日間入院→入院給付金30万円

・ケガによる入院を伴わない手術→外来手術給付金=30万円×10%=3万円  
合計=30+3=33万円

(イ)・がんと診断→3大疾病保険金500万円と特定疾病診断保険金500万円×10%  
=50万円で、500+50=550万円

・20日間入院→入院給付金30万円  
合計=550+30=580万円

(ウ)「新3大疾病保障保険の死亡保険金は、リビング・ニーズ特約による保険金支払いの対象となりません」とあるので、新3大疾病保障保険以外の死亡保険金「終身保険100万円」「定期保険1,400万円」「身体障害保障保険400万円」を合計します。

合計=100+1,400+400=1,900万円

(問14) ▶解答 (ア) × (イ) ○ (ウ) × (エ) ○

(ア) 不適切。法人契約の養老保険のうち、

- ・被保険者=役員・従業員全員（普遍的加入が条件）

- ・死亡保険金受取人＝被保険者の遺族
- ・満期保険金受取人＝法人

とするタイプをハーフタックスプラン（福利厚生プラン）といいます。役職者のみを被保険者とすることはできません。

- (イ) 適切。保険料の2分の1を福利厚生費として損金計上するためには、普遍的加入が条件となっています。普遍的加入とは、役員又は部課長、その他特定の使用人だけを被保険者とした契約でない加入をいいます。加入資格の有無や保険金額に格差を設ける場合は、職種、年齢、勤続年数、内勤外勤等の勤務形態等、合理的な基準によって普遍的に設けられていることが必要です。
- (ウ) 不適切。特約の付加の有無は関係ありません。ハーフタックスプランの要件を満たしている場合は、2分の1を損金算入することができます。
- (エ) 適切。死亡保険金は生命保険会社から被保険者の遺族へ直接支払われます。その際、法人側では資産計上していた保険料積立金と配当金積立金を取り崩して、同額を雑損失として損金に算入します。

(問15) ▶解答 (ア) × (イ) ○ (ウ) × (エ) ○

- (ア) 不適切。被保険者本人の過失部分（操縦ミス等）も含めて保険金の範囲内で損害額（入院・通院費、休業補償、慰謝料等）が支払われるには、人身傷害（補償）保険に加入する必要があります。本問では、「前年同等プラン」に、人身傷害保険が付帯されていません。
- (イ) 適切。車両保険が、事故（単独事故含む）、盗難、衝突、接触、火災、爆発、台風、洪水などによる契約車の損害を対象としています。
- (ウ) 不適切。おすすめプランAは、運転者限定の有無が「限定なし」なので、友人が運転して事故を起こした場合でも、補償対象となります。なお「別居の未婚の子」や「友人・知人」は年齢条件が適用されないので、35歳未満でも補償対象となります。
- (エ) 適切。おすすめプランBでは、原動機付自転車（125cc以下）や特定小型原動機付自転車を運転中の事故を補償する「ファミリーバイク特約」が付帯されています。

(問16) ▶解答 75（万円）

減価償却は、建物や機械など「時間とともに価値が減少していく資産」を取得した際、その取得費用を各年の必要経費として分割して計上する会計手続きのことで、主な計算方法として、「定額法」と「定率法」があります。本設問では建物が対象ですが、1998年（平成10年）4月1日以降に取得した建物の償却方法は定額法に限定されています。

耐用年数表では、建物の定額法における償却率が0.04とされています。この償却率は、取得費用に0.04（ $1 \div 25 \text{年} = 0.04$ ）を乗じた金額が、毎年の減価償却費として計上されることを意味します。また、この建物は10月から事業に供されているため、1年間分の減価償却費をそのまま計上することはできず、3カ月分を月割りで計算します。

減価償却費は以下のように求められます。

$$75,000,000 \text{円} \times 0.04 \times (3 \text{カ月} \div 12 \text{カ月}) = 75 \text{万円}$$

**(問17) ▶解答 1**

退職所得は以下の計算式で求められます。

$$\text{退職所得} = (\text{退職収入} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

〈退職所得控除額〉

- ・勤続年数が20年以下の場合、1年につき40万円（最低80万円）。
- ・勤続年数が20年を超える部分については、1年につき70万円が加算。
- ・勤続年数が1年未満の場合は切り上げ→平尾さんの23年3カ月は24年とされま  
す。

$$\begin{aligned} \text{退職所得控除額} &= 40 \text{万円} \times 20 \text{年} + 70 \text{万円} \times (24 \text{年} - 20 \text{年}) \\ &= 800 \text{万円} + 280 \text{万円} = 1,080 \text{万円} \end{aligned}$$

$$\text{退職所得} = (\text{退職収入} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \quad \text{より、}$$

$$\text{退職所得} = (1,300 \text{万円} - 1,080 \text{万円}) \times 1/2 = 110 \text{万円}$$

**(問18) ▶解答 3**

一般的な話として、2026年に生じた純損失がある場合、2025年分の所得税について（ア：繰り戻しによる還付）を受けられる制度があります。この制度は、その前年において（イ：青色申告書）を提出し、かつ、純損失が生じた年の（イ：青色申告書）を提出期限までに提出している場合に限り認められます。馬場さんは所得税の確定申告書（確定損失申告書）を、2027年（ウ：2月16日から3月15日まで）に申告することで期限内申告書を提出したことになります。

**(問19) ▶解答 (ア) 3 (イ) 1 (ウ) 7 (エ) 6**

- ・所得税の確定申告をしなければならない納税者について、毎年1月1日から12月31日までの所得に係る所得税の確定申告期間は、原則として、その年の翌年（ア：2月16日）から3月15日までである。
- ・確定申告をする義務はないが、確定申告をすれば所得税が還付される納税者は、還付申告をする年分の翌年（イ：1月1日）から（ウ：5年）間に還付申告を

した場合、還付を受けることができる。

- ・青色申告を選択している納税者で、その年において損益通算しても、なお控除しきれなかった損失の金額がある場合（純損失の金額がある場合）、その年の翌年以後、原則として最長（エ：3年）間にわたり、損失の繰り越しをすることができる。

### 〔問20〕▶解答 1

生命保険の契約者と被保険者が同じで、保険金の受取人が相続人の場合、支払われる死亡保険金は「みなし相続財産」として相続税の課税対象となります。ただし、「500万円×法定相続人の数」までは非課税枠が適用されます。

[法定相続人の範囲] 配偶者は常に法定相続人、それ以外の親族については、直系尊属（親など）、兄弟姉妹の順で、先順位の者がいない場合に次の者が法定相続人。今回の設問では、法定相続人は「配偶者、長女、二女」の3人です。そのため、配偶者が受け取った死亡保険金について、非課税枠を適用した場合の課税対象金額は、

$$2,500 \text{万円} - (500 \text{万円} \times 3 \text{人}) = 1,000 \text{万円}$$

[相続税の課税価格の計算]

相続税の課税価格＝相続による取得財産＋みなし相続財産－債務控除額

本問では、以下の条件が与えられています。

相続による取得財産：土地800万円＋建物1,000万円＋現預金5,500万円＝7,300万円

みなし相続財産（死亡保険金の課税対象額）：1,000万円

債務控除：1,200万円

これらを計算式に当てはめると、

相続税の課税価格＝7,300万円＋1,000万円－1,200万円＝7,100万円

### 〔問21〕▶解答 (ア) 4 (イ) 3 (ウ) 2 (エ) 8

木内さん：「相続税がかかりそうです。相続税の申告書は、いつまでに提出する必要がありますか。また、準確定申告をしなければならない場合の提出期限を教えてください。」

高倉さん：「相続税の申告書は、相続人等が、その相続の開始があったことを知った日の翌日から、原則として、(ア：10カ月)以内に提出しなければなりません。また、所得税の準確定申告書の提出期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から、原則として、(イ：4カ月)以内です。」

木内さん：「相続人は、相続放棄をすることができるのでした。いつまでにどのような手続きを行う必要がありますか。」

高倉さん：「相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から、原則として、(ウ：3カ月)以内に、(エ：家庭裁判所)にその旨を申述しなければなりません。」

(問22) ▶解答 (ア) 4 (イ) 1 (ウ) 9

「仮に2026年2月1日に浩二さんが死亡した場合、浩二さんの姪である知美さんの法定相続分は(ア：1/16)です。浩二さんが妻の奈美さんに全財産を相続させる旨の遺言を作成した場合、知美さんの遺留分は(イ：ゼロ)です。また、相続税の申告が必要な場合、基礎控除の額は(ウ：5,400)です。」

(ア) 浩二さんには子がなく、両親も既に亡くなっているため、法定相続人は配偶者(奈美)と兄弟姉妹(壮一・祐子)の組み合わせになります。裕子さんは死亡しているため、その子である知美さんと慎一さんが代襲相続により相続人となります。法定相続分は、配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1です。兄弟姉妹が2人いるため、裕子さんの相続分は $1/4 \times 1/2 = 1/8$ です。さらに、知美さんと慎一さんと裕子さんの相続分を均等に分けるため、それぞれの相続分は $1/8 \times 1/2 = 1/16$ となります。

(イ) 遺留分とは、相続人のうち配偶者、子、直系尊属に認められる最低限の遺産取得分を指します。兄弟姉妹には遺留分の権利がありません。そのため、兄弟姉妹を代襲相続する知美さんの遺留分はゼロとなります。

(ウ) 遺産に係る基礎控除額は次の計算式で求められます。

$3,000 \text{万円} + 600 \text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

設問に基づく法定相続人は、奈美さん(配偶者)、壮一さん(兄弟姉妹)、知美さん(代襲相続)、慎一さん(代襲相続)の4人です。基礎控除額は以下のようになります。

$3,000 \text{万円} + 600 \text{万円} \times 4 \text{人} = 5,400 \text{万円}$

(問23) ▶解答 4

路線価方式は、道路ごとに設定された1㎡あたりの標準価格(路線価)を基準に、宅地の形状や奥行きなどの条件を補正して評価する方法です。1つの道路に面する土地の場合、路線価方式で相続税評価額を計算する式は、「路線価×奥行価格補正率×面積」です。

設問の「350C」は、その道路に面する土地の1㎡あたりの価格が350千円(350,000円)であることを示しています。対象地の面積が300㎡、奥行価格補正率が1.00な

ので、自用地としての評価額は次のように計算します。

350,000円×1.00×300㎡…①自用地価額

- ・自用地以外の評価方法：評価対象が借地権や貸宅地、貸家建付地などの場合は、①で求めた自用地価額を基に、それぞれ以下の計算式を用います。

借地権：自用地価額×借地権割合

貸宅地：自用地価額×(1-借地権割合)

貸家建付地：自用地価額×(1-借地権割合×借家権割合×賃貸割合)

設問の宅地は貸家建付地で、借地権割合が70%、借家権割合が30%、賃貸割合が100%とされています。したがって、貸家建付地の評価額の計算式は、

①自用地価額×(1-70%×30%×100%)

350,000円×1.00×300㎡×(1-70%×30%×100%)

(問24) ▶解答 564

(ア) 可処分所得は、収入から税金や社会保険料を除いた所得です。

可処分所得=年収-(所得税+住民税+社会保険料)

給与収入800万円-(所得税59万円+住民税52万円+厚生年金保険料73万円+健康保険料・介護保険料48万円+雇用保険料4万円)=564万円

(問25) ▶解答 262

(イ) 4年後の2030年の基本生活費を求めます。物価変動、定期昇給などがある場合には、その変動率(変化の割合)まで計算します。

n年後の額=今年の額×(1+変動率)<sup>n</sup>

242万円×(1+0.02)<sup>4</sup>=261.94... →262万円(万円未満四捨五入)

(問26) ▶解答 4

1. 不適切。日本学生支援機構の奨学金は、進学後に申し込むこともできます。
2. 不適切。貸与型奨学金の選考には、家計による基準が設けられています。
3. 不適切。貸与型奨学金には、利息が付かない「第一種」と、利息が付く「第二種」があります。
4. 適切。奨学金は、学生・生徒本人名義の口座に振り込まれます。

(問27) ▶解答 14,365,000(円)

現在の退職金(元金)を複利運用した場合の、元利合計(終わりの金額)を求めたいので、終価係数を用います。

13,000,000円×1.105=14,365,000円

(問28) ▶解答 1,710,000(円)

現在の退職金(元金)を複利運用しながら取り崩す場合の毎年の受取額(資本の

回収額)を求めたいので、資本回収係数を用います。

$$38,000,000 \text{円} \times 0.045 = 1,710,000 \text{円}$$

(問29) ▶解答 288,000 (円)

目標額にするために必要な毎年の積立金額(積み立てる基金)を求めるので、減債基金係数を用います。

$$3,000,000 \text{円} \times 0.096 = 288,000 \text{円}$$

(問30) ▶解答 2,020 (万円)

土地の売買代金には消費税は課税されません。一方、180万円の消費税は建物部分の代金全体に対してかかっているため、建物の税抜価格を求める必要があります。建物の税抜価格は、消費税率10%で割って求めます。

$$180 \text{万円} \div 10\% = 1,800 \text{万円}$$

販売価格から、建物の税抜価格と消費税額を差し引くと、土地の価格が求められます。

$$4,000 \text{万円} - 1,800 \text{万円} - 180 \text{万円} = 2,020 \text{万円}$$

(問31) ▶解答 4

幸子さん(ア:受けられる)(イ:受けられる)(ウ:受けられない)

ペアローン:夫婦それぞれが個別に契約をし、お互いが相手の連帯保証人になります。夫婦それぞれが団体信用生命保険(団信)に加入でき、住宅ローン控除の適用も受けられます。

収入合算の連帯債務:連帯債務者は、主債務者と同等の返済義務を負い、住宅ローン控除の適用を夫婦それぞれが受けられます。

収入合算の連帯保証:主債務者のみが、団信に加入でき、住宅ローン控除の適用が受けられます。連帯保証人は、団信に加入できず、住宅ローン控除も受けられません。

(問32) ▶解答 3

収入保障保険A:年金月額15万円。保険契約者(保険料負担者)および被保険者は正人さん、年金受取人は幸子さんである。

団体定期保険B(加入検討中):保険金額1,000万円。保険加入者(保険料負担者)および被保険者は幸子さんである。

正人さんは、年金月額15万円の収入保障保険Aに加入しています。2026年10月1日に33歳で死亡した場合、契約満了となる2047年までの21年間(2047-2026=21年間)にわたって、月額15万円が支給されます。

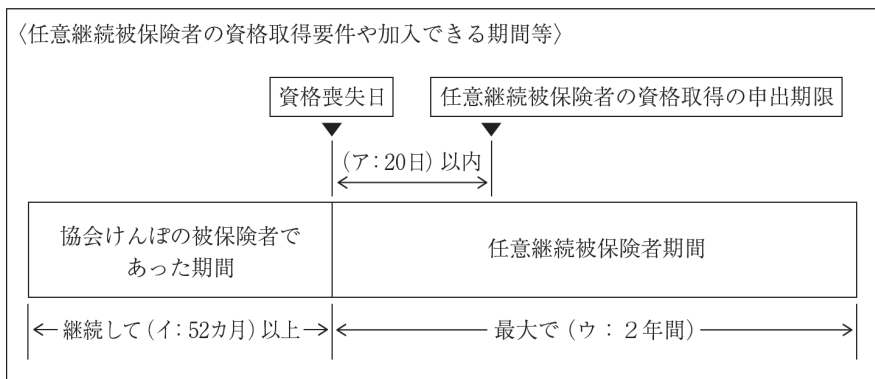
年金総額＝月額15万円×12月×21年＝3,780万円

(問33) ▶解答 (ア) 3 (イ) 5 (ウ) 8

- ・ 正人さんへの傷病手当金は、(ア：8月9日)より支給が開始される。
- ・ 正人さんへ支給される1日当たりの傷病手当金の額は、次の算式で計算される。  
[支給開始日の以前12カ月間の各標準報酬月額を平均した額]÷30日×(イ：2/3)
- ・ 傷病手当金が支給される期間は、支給を開始した日から通算して、最長で(ウ：1年6カ月)である。

傷病手当金は、被保険者が病気やケガのため仕事を3日以上続けて休んで十分な給与が受けられない場合、4日目から、1日当たり「標準報酬日額×2/3の額」が、最長1年6カ月間支給されます。

(問34) ▶解答 (ア) 3 (イ) 5 (ウ) 8



退職して健康保険の資格を失った場合、健康保険の被保険者期間が継続して2カ月以上あれば、資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に手続きをすれば、引き続き2年間は任意継続被保険者になります。保険料は全額自己負担です。

(問35) ▶解答 (ア) × (イ) ○ (ウ) × (エ) ○

- (ア) 不適切。加入者が支払った掛金は、全額が小規模企業共済等掛金控除として、所得控除の対象となります。
- (イ) 適切。国民年金第1号被保険者の掛金限度額は、国民年金基金と合算して、月額68,000円です。
- (ウ) 不適切。老齢給付を60歳から受給するためには、通算加入者等期間が10年以上なくてはなりません。また、60歳～75歳までに受給を開始しなければなりません。
- (エ) 適切。一時金で受け取る場合には、退職所得控除が適用されます。年金で受け取る場合には、公的年金等控除が適用されます。

(問36) ▶解答 8,090 (万円)

〔純資産〕は、資産合計から負債合計を差し引いて求めます。

(資産)

- ・金融資産  $2,460 + 370 + 1,250 + 200 = 4,280$  万円
- ・生命保険 (解約返戻金相当額)  $220 + 180 + 150 + 280 = 830$  万円
- ・不動産  $2,300 + 520 + 1,400 + 350 = 4,570$  万円
- ・その他  $200 + 120 + 50 = 370$  万円

資産合計は、 $4,280 + 830 + 4,570 + 370 = 10,050$  万円

(負債)

- ・住宅ローン 620 万円
- ・事業用借入 1,310 万円
- ・賃貸アパートの敷金 30 万円

負債合計は、 $620 + 1,310 + 30 = 1,960$  万円

(純資産)

$10,050$  万円  $- 1,960$  万円  $= 8,090$  万円

(問37) ▶解答 3

「現時点 (2026年9月1日時点) で裕介さんが、がんにより死亡した場合、裕介さんの死亡により支払われる死亡保険金と宇野家 (裕介さんと倫子さん) が保有する現金・預貯金、株式・投資信託および生命保険の解約返戻金相当額の合計額から、賃貸アパートの敷金以外の返済すべき負債返済後の金額は (ア: 4,900 万円) になります。」

裕介さんの死亡により保険金が支払われる保険は、被保険者が裕介さんである保険 A・B・E です。終身保険 B に付加されている 300 万円の災害割増特約は、災害による死亡のほか交通事故などによる死亡で上乘せ給付を受けられるものですが、がんによる死亡は対象とはなりません。それぞれの死亡保険金額は、次のとおりです。

- ・定期保険 A 1,000 万円
- ・終身保険 B 300 万円
- ・終身保険 E 300 万円

よって、支払われる死亡保険金額の合計は、

$1,000 + 300 + 300 = 1,600$  万円

(金融資産)

- ・金融資産  $2,460 + 370 + 1,250 + 200 = 4,280$  万円
- ・解約返戻金相当額 (終身保険 C と終身保険 D の解約返戻金相当額)

$180 + 150 = 330$ 万円

よって、金融資産の合計は、

$4,280 + 330 = 4,610$ 万円

〔返済すべき負債額〕

住宅ローンには団体信用生命保険が付帯しているため、裕介さんが死亡すると保険金で住宅ローンは完済されます。このため住宅ローン債務は残りません。なお、設問の指示どおり賃貸アパートの敷金は除きます。

・事業用借入1,310万円

よって、返済すべき負債額の合計は、1,310万円

死亡保険金＋金融資産－負債額は、

$1,600$ 万円＋ $4,610$ 万円－ $1,310$ 万円＝ $4,900$ 万円

**〔問38〕▶解答 1**

本問で求めるべき数値（ア）は「総所得金額」であり、4つの所得を合算して計算する必要があります。事業所得と不動産所得についてはすでに金額が明示されているため、残りの「雑所得」と「一時所得」を算出します。

**【雑所得】**

公的年金以外の雑所得は、収入額から必要経費を差し引いて求められます。

収入が150万円、必要経費が146万円であるため、差額は以下の通りです。

$150$ 万円－ $146$ 万円＝ $4$ 万円

**【一時所得】**

一時所得は、次の計算式を使って算出します。

$(\text{収入額} - \text{経費} - \text{特別控除}) \div 2$

設問では、収入は220万円、経費は90万円、特別控除は50万円なので、

$(220 \text{万円} - 90 \text{万円} - 50 \text{万円}) \div 2 = 40 \text{万円}$

**【総所得】**

事業所得（620万円）＋不動産所得（80万円）＋雑所得（4万円）＋一時所得（40万円）＝744万円

**〔問39〕▶解答 3**

老齢基礎年金は、次の式で求めます。

老齢基礎年金の額（満額847,300円）×（保険料納付済月数÷480）

倫子さんの保険料納付済月数は、〈資料〉より、②54月＋④145月＋⑤179月＋⑥60月＝438月です。従って、倫子さんの老齢基礎年金の額は、 $847,300 \text{円} \times (438 \text{月} \div 480 \text{月}) = 773,161.25 \text{円} \rightarrow 773,161 \text{円}$

また倫子さんは付加保険料を納付しているので、「200円×付加保険料納付月数」

の付加年金が上乘せされます。付加保険料の納付期間は⑤179月+⑥60月=239月  
ですから、付加年金の額は、 $200円 \times 239月 = 47,800円$ です。

よって、老齢基礎年金（付加年金を含む）の額は、  
 $773,161円 + 47,800円 = 820,961円$

**(問40) ▶解答 2**

同一月に同じ医療機関の窓口で支払う保険診療分の医療費（自己負担分）が自己負担限度額を超えた場合、高額療養費が給付されます。食費、差額ベッド代、先進医療などの保険外併用療養費、保険適用外の診療は対象外です。裕介さん（54歳）は、健康保険の自己負担割合が3割（0.3）ですから、保険診療分の医療費が33万円の場合の総医療費は、

$33万円 \div 0.3 = 110万円$ です。

賦課基準額849万円は、速算表の区分「イ」なので、算出式に当てはめると自己負担限度額は、

$167,400円 + (1,100,000円 - 558,000円) \times 1\% = 167,400円 + 5420円 = 172,820円$

窓口で支払う保険診療分の医療費（自己負担分）が自己負担限度額を超えた分が、高額療養費として支給されます。

$330,000円 - 172,820円 = 157,180円$